

## 総持寺五院輪住制度考

原田弘道

### 一

禅宗において、輪住というのは住持職が短期間に交替し、輪次に住持することで、中国ではなく、日本の禅宗寺院で成立したものである。祖師や先師などの遺跡寺院護持や、そこへの住職争い、それから生ずる門派の分裂を避けるためにとられた住持方法である。それが最も組織的に運営され、有効

に機能し、かつ成功したのが曹洞宗の瑩山開創の総持寺である<sup>(1)</sup>。それは瑩山の法嗣峨山下の諸師が、総持寺内に塔頭寺院・五院を定めたところから出発した。

變遷を経てきており、質的にも変化してきたのであるが、本稿においてはその成立について、従来あまり試みられていない、その背景事情等について考察を行う。そして五院制成立の原初的な形態について、意義と役割を、様々な派生する問題を含めて明らかにしてゆきたいと思うのである。

### 二

瑩山開創の総持寺が峨山韶碩（一二七五—一三六五）の門流の一

流相承の輪番制度を採るようになったのは峨山寂後である。ところが総持寺について元亨四年（一三三四）三月十六日に定めたとされる瑩山（一一六八—一三三五）の「十条龟鏡第一、一種の合議制による、あるいは集団指導制によつて、本

山たる総持寺を位置づけようとした護持運営体制であつたのである。

無論五院輪住制度も、その長い歴史の過程において様々な

当寺者依レ無ニ檀越ニ以ニ托鉢ニ欲レ勤ニ住持ニ然依ニ皇情ニ為ニ勅願所ニ故予嗣法門人尽未來際以ニ当山ニ為ニ本寺ニ勤ニ輪次之住持ニ可レ奉レ祈ニ宝祚長久ニ事

とある。またその第二条に

当寺者雖レ為ミ吾宗第三刹ニ依ミ勅許ニ為ミ出世之道場ニ伝法之

門人等於ニ向後ニ可レ守ニ當寺之規矩ニ事(3)

と見える。瑩山の後任の峨山の在任中、輪住制度がとられていないから、少くともこの「十条龜鏡」に対して門下は忠実とは云い難い。それよりも文中に「当寺者依レ無ミ檀越ニ以ニ托鉢・欲レ勤ニ住持ニ」とあるが、たとえ「依ミ皇情ニ為ミ勅願所ニ」としても、寺門運営には相当厳しい状況であったことが推測できる。無論勝れた後継者峨山によつて大いに繁栄したのであるが、それが次代にまで引き継がれて行ける可能性があつたかどうか問題であつたろう。何となれば法は人に依つて興るものであり、峨山という人を得て始めて可能であつたからである。そしてまた、その繁栄は総持寺をして北越における洞門の中心寺院としての重きをなしてきたのは、極めて自然の成り行きであつたであろう。

しかし峨山没後は寺門経営は困難が予想され、彼の直弟子達二十五哲「総持寺直末三十六門」と呼ばれる、多くの人達の積極的協力を得なければ、物心両面における「本山」としての体制・面目を維持することが出来なかつたと考えられるのである。

こういった背景のもと、輪住制度が具体的現実的問題となつてきたのである。それが康安二年（一二六二）二月九日付の

「總持寺未來住持職事」という峨山の「置文」という形で出てきたものである。即ち

右彼寺者瑩山和尚譲ニ與韶碩ニ處也 仍於ニ後代之住持職者於ニ韶碩法嗣之中ニ撰ニ器用仁ニ而可レ補ニ住持職ニ於ニ末代ニ守ニ此旨ニ可ニ住持ニ之狀如レ件(4)

と、法嗣の中で「器用の仁」を撰んで住持職に補すべきことをうたつてゐる。そして二年後の貞治三年（一二六四）十二月十三日の置文には、

韶碩門下守ニ嗣法之次第第五箇寺可ニ住持ニ若此中有ニ山門廢者ニ法眷等相寄評定之ニ 仍為ミ後証ニ垂示如レ件(5)

と、五院の輪住制度を指示した内容のものが存する。

翌年の貞治四年（一二六五）には峨山が遷化したのであるが、するとこの二通の「置文」で見る限り、いくら大勢の法嗣があり、後継者選びに迷うことがあつたとしても、彼は後任を指名しなかつたことになる。だから輪住制ということにならうが、師資相承を重んずる宗門の立場から考えられることである。しかし「嗣法次第」によるとあるから問題はないとする考え方も当然でてくるが、少くとも後継者を指名し、その後は嗣法の次第によつて輪住すべきことを指示するのが自然ではなかろうか。そうでないとそれまでの宗門列祖の事例に照らして見て、少し無責任ではないかという気がする。それとも峨山は後任を決定することが出来ないほど指導力が

おとろえたということであろうか。宗門稀に見る憲傑たる彼のことからして、まず考えられないであろう。

そしてまた、峨山が五院開創の五法嗣（五哲）にのみ、特に塔頭を開くよう命じたようであるが、彼が多くの門弟中、特に太源宗真（一一三七一）が普藏院、通幻寂靈（一三三三一三九一）が妙高庵、無端祖環（一一三八七）が洞川庵、大徹宗令（一三三三十一四〇八）が伝法庵、実峰良秀（一三一八一一四〇五）が如意庵を、それぞれ開くよう五人だけを選ぶような差別扱いを果してしたかという疑問も出てくる。

ところで明徳元年（一三九〇）十月二十日付の「總持寺専未來際条々置文事」という「置文」に、通幻・大徹・実峰三祖の裏判のあるものがある。これは五院制成立後、大凡二十年後ものであるが、それによると、

一住持職之事自<sub>ニ</sub>当年十月<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>三十七箇月<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>告退<sub>ニ</sub>但  
退院十月二十日入寺同以<sub>ニ</sub>二十二日<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>定<sub>ニ</sub>吉日<sub>ニ</sub>也  
一住院次第追<sub>ニ</sub>師々之住院<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之雖<sub>レ</sub>然於<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>管<sub>ニ</sub>本寺  
輩<sub>上</sub>者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之雖<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>未住<sub>ニ</sub>之為<sub>ニ</sub>子孫<sub>上</sub>若有<sub>ニ</sub>器用之  
仁<sub>ニ</sub>門徒評議可<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之

一新命之請状從<sub>ニ</sub>諸塔頭<sub>ニ</sub>承<sub>ニ</sub>門徒之議<sub>ニ</sub>各可<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>判形<sub>ニ</sub>者也  
一於<sub>ニ</sub>當寺<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>書<sub>ニ</sub>寺号<sub>ニ</sub>事太源門下仏陀寺通幻門下永沢寺  
無端門下祥園寺大徹門下立川寺実峰門下護聖寺等也 次  
於<sub>ニ</sub>名字<sub>ニ</sub>當寺之外不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>之次諸塔頭坊主御影者之外

可<sub>レ</sub>掛<sub>ニ</sub>錫常住<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>拘<sub>ニ</sub>寺中規矩<sub>ニ</sub>者也相互以<sub>ニ</sub>和合<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>  
本意<sub>ニ</sub>者也

右此条々置文丈室之宝藏收<sub>レ</sub>之并諸門下所持也各々加<sub>ニ</sub>折目  
判形<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>後代龜鏡<sub>ニ</sub>若有<sub>ニ</sub>異議<sub>ニ</sub>者各々以<sub>ニ</sub>此狀<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>評定<sub>ニ</sub>之  
也<sup>(8)</sup>

とあるが、最初の條に「三十七箇月」とあるのは満三箇年と  
いうことであるが、また非協力的な者には任せしめないこ  
と、住院の次第は師々の住院を追て請すること、未住院の人  
の弟子でも器用の仁であるならば、門徒の評議をもつて請す  
べきことが述べられている。今特に問題になるのは、それは  
最初の一住三箇年ということであるが、『總持寺住山記』に  
よつて見るに、五院創始者（以外の人も含まれる）が一巡す  
るまでの輪住期間を見るに、

貞治四年（一三六五）二祖峨山示寂（九一才）

貞治五年（一三六六）三世太源宗真晋住

貞治六年（一三六七）四世無際純証晋住

応安元年（一三六八）五世通幻寂靈晋住

応安二年（一三六九）六世大山如元晋住<sup>(9)</sup>

応安四年（一三七一）七世無端祖環晋住

応安五年（一三七二）八世大徹宗令晋住

応安七年（一三七四）九世実峰良秀晋住

と一巡し、至徳元年（一三八四）に竺堂了源（峨山法嗣）が十

世として晋住するまでの十年間に、通幻再住、実峰再住、通

幻再再住、そして竺堂十世と次第するが、九世までは任期が

一年もしくは二年で九世から十世までの間の任期がほぼ三年

づつということになる。そして五院の一人太源の法嗣梅山聞

本（一一四一七）が十一世に晋住するまでの明徳元年（北朝）、

一三九〇年の七年間には至徳三年（一三八六）に大徹が再住<sup>10</sup>し、嘉慶二年（一三八八）に通幻が四たび晋住し、そして梅山

に至る。その後、十二世普濟善救（通幻嗣）、十三世瑞巖韶麟

（無端嗣）、十四世竺山得仙（大徹嗣）、十五世貝林侑藉（実

峰嗣）と次第する。

峨山の孫弟子梅山聞本が晋住するまで、三箇年住持した人は三人しかなかつたと考えられる。これは一体どのように理解したらよいであろうか。これは後に触れる。

### 三

応安三年（一三七〇）八月十三日付の五院開創に関する聯判

状が存する。即ち

峨山門派之衆総持寺住寺住番之事

奥州正法寺無底長老住院之始也、其外衆無<sub>ニ</sub>総持住院<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>東堂位<sub>ニ</sub>者也。永平寺永光寺可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>西堂位<sub>ニ</sub>之間答終不<sub>ニ</sub>落居<sub>ニ</sub>故自<sub>ニ</sub>峨山門下<sub>ニ</sub>堅不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>出入<sub>ニ</sub>事必矣。然而以<sub>ニ</sub>聯判狀<sub>ニ</sub>總持寺於<sub>ニ</sub>末代<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>洞上之本寺<sub>ニ</sub>儀相定者也。

仍聯判狀如<sub>レ</sub>件。

応安三年八月十三日

普蔵院 太源判

妙高庵 通幻判

洞川庵 無端判

伝法庵 大徹<sup>11</sup>判

如意庵 実峰判

とあるのがそれで、「総持寺の末代に於いて洞上の本寺たるべき」ことを規定した内容のものである。そしてもう一通はそれより八年後の永和四年（一三七八）の「聯判狀」で、

洞谷山住院之事、総持東堂位無落居、不可住院、於向後者、総持寺為本寺、法眷門徒中一味同心、可守当寺、殊更有異子細時者拠万事、就本寺可評議、若於背此旨輩者、不可峨山門下子孫、仍聯判之狀如件。

永和四年戊午十月廿三日

安祥寛叡 判

永寿惠祐 判

仏院碩寿 判

前総持 良秀判

前総持 宗令判

前総持 祖環判

当住 寂靈<sup>12</sup>判

というものである。これは総持寺の前住又は当住が永光寺に赴いた場合の資格ないし待遇を論じたものであつて、<sup>(13)</sup>総持寺を永光寺を含む曹洞一宗の本寺と定め、総持寺の前住もしくは当住を永光寺の東堂位として恭敬尊重することを要求したものである。

次のは永光寺と総持寺の格式を問題にしたものであつて、この二つの連判状のうち、応安三年（一三七〇）のものは、「総持寺住院無くんば東堂位となすべからず」と永光寺に対する位置を規定し、更に「永平寺永光寺西堂位と為すべきの問答終に落居せず。故に峨山門下堅く出入有るべからざる事必せり」と総持寺における西堂位の問題が決着つかないから峨山門下は永光寺に出入しないことを明示している。しかし現実には峨山下無等惠崇（十五世、永和三年）、大徹宗令（二十七世）、普濟善救（二十九世）、瑞巖韶麟（三十世無端祖環法嗣）、竺山得仙（三十二世、大徹宗令法嗣）と峨山下の人たちも永光寺に晋住している。

このように総持寺西堂位の問題が決着しないまま、永和四年（一三七八）のものでも、永光寺が総持寺を東堂位と認めないから住院してはならないとしているが、つまり両寺間における西堂位東堂位の問題は未決着のままであることを示している。そして総持寺が一格上を要求しながら、峨山派がやがて永光寺から手を引き、「管領畠山方訴訟目安」（応永二十二

年、一四一五）に見られるように、峨山・明峰両門派の義絶状態に至つたのである。<sup>(14)</sup>

そもそも永光寺においても、瑩山が山内に塔頭紹燈庵、新豊庵、大雄庵、宝鏡庵にそれぞれ住む法嗣の明峰素哲、無涯智洪、峨山韶碩、壺庵全簡ら四哲およびその法孫が輪番で本坊の永光寺に住持職をつとめる輪番制度を定めたとされる。そして「山僧遺跡寺置文」を書き、永光寺、円通院、総持寺、光孝寺（以上能登）、放生寺、淨住寺、大乘寺（以上加賀）の八ヶ寺は修行道場として永く護持すべきことを門派に示している。「総持寺十条龜鑑」（元亨四年、一三二四、三月十六日）を定め、総持寺の住持職を「予嗣法門人」を以て相続せしむるとの意旨を示している。

然るに峨山は先に述べた如く康安、貞治、兩度の置文を以て峨山嗣法の門人のみを以て相続せしめるよう指示しているが、明峰素哲（一二七七—一三五〇）も觀応元年（一三五〇）に左の様な置文を定めている。即ち、

加州大乗  
兩寺住持職  
能州永光

右彼住持職者嗣法小師並伝戒小師受業小師同心談合而挙  
出嗣法小師之中其機用之仁可ニ令ミ住持ニ者也  
此外諸寺

加州分 願成寺 仲興寺 儒德寺 崇禪寺 西光寺

能州分 道興寺 慧恩寺 円光寺

右彼寺坊主職者嗣法小師並伝戒小師受業小師同心談合而撰出其機用之仁可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>居住者也、子孫固可<sub>レ</sub>守<sub>ニ</sub>此旨<sub>一</sub>為永代龜鏡<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之

觀応元年庚寅三月廿三日

住大乘素哲 御判<sup>(15)</sup>

とあるのがそれで、両寺の住持職は明峰嗣法の者が住持すべきことを永代守ることを命じている。

このように、明峰・峨山両者は「置文」で見る限り、師の遺命を自派だけで守っていくことになる。更にこれら「置文」類の内容形式共に類似しているのが気になる所である。そして永光・総持両寺共に互いに不干渉で行くべきことを主張している点は共通しており、これは後に両寺の間に起つた確執を過去にまで遡及させているという印象を受けれる。<sup>(16)</sup>

それは『洞谷記』の末尾にある応永二十二年（一四一五）四月五日付の「明峰派峨山派儀絶時管領畠山方訴訟目安」に、永光寺の優位性を証明する証拠となるべき「永光寺尽未来際置文」や「山僧遺跡寺々置文」のことに何ら触れられていないからである。また峨山の総持寺に関する二通の「置文」も上述のことからその信憑性は薄いと見なければならない。そ

して応安三年（一三七〇）と永和四年（一三七八）の二通の連判状から見て、峨山によつて総持寺が永光寺をしのぐ北陸一の叢林になり、輪住制による体制強化が進められ、永光寺に同格の西堂位を、更に一格上の東堂位を要求するようになつたことは、彼此の勢力の懸隔が漸く顕在化してきたことを物語るものである。

さて、先に指摘しておいた総持寺の初期の輪住期間の問題について、次に考えてみよう。貞治五年（一三六六）から応安七年（一三七四）までの総持寺においては、一年交替で住持が替つてゐる訳であるが、三ヶ年輪住は不明だが、応安七年（一三七四）から至徳元年（一三八四）の九世と十世の間に三人の再住を除けば、正確には明徳元年（一二九〇）以降のことである。これも一巡したのみで、次は一年一期制となつた。それも天正十五年（一五八七）以降になると、輪番地から五院の寺院へ任期一年を限つて輪住し、一年を五院が分けて一院の住持が七五日間、総持寺当住として現方丈の座にのぼることになつたのである。即ち「五院任期一年、総持寺当住七十五日」の制度といわれるものに変容してきたのである。<sup>(17)</sup>

そこで初期の一年交替をどのように考えるかである。これは推論であるが、峨山は恐らく後任に長嫡の太源宗真を指名したであらう。太源は、後継者として、

一日山謂<sub>レ</sub>衆曰。我若在<sub>ニ</sub>市廓<sub>ニ</sub>而販<sub>ニ</sub>魚肉。誰是隨<sub>レ</sub>後以貫<sub>ニ</sub>

其錢・師（太源）曰。有宗真在。山深之<sup>(18)</sup>

たものであろう。

と、師が魚屋になつたならば進んで手伝うと答えた所に見られる如く、ひたすら師命を尊重し隨順しようとする眞面目な穩健な人柄、姿勢からして相応しい人であつたであろう。しかし峨山滅後の総持寺住持の任は太源にとつても重かつたのではなかろうか。無論特別の意義も役割も持たない普通の一

寺の住持としてなら、何ら問題はない訳だが、峨山下の「本寺」としての体制を維持発展させようとする使命を遂行しようとすることになると問題は別である。勝れた師の跡を継ぐというハンディキャップも考慮しなければならないが、そこで法弟達の協力を仰ぐ必要から始つたものではなかろうか。

恐らく峨山在世中にも法嗣達の師への協力態勢はとられていてあらう。しかし師に対するのと兄弟に対するのとでは自づから事情も变つてこよう。それは協力を仰ぐには、住持職という実質を提供することによって、或いは要求することによつて、より強固な協力態勢を同門の内に形成していくこととした摸索の期間と見ることが出来ないであらうか。

従つて五院輪番という協力態勢が制度的に成立したのは応安三年（一二三七〇）の「峨山門派之衆総持寺住番之事」の聯判状が書かれた時点と見てよいであろう。<sup>(19)</sup>しかし任期が一年、二年、あるいは三年、また一年、二年、そして三年という試行錯誤をくり返えし、なお多くの曲折を経て確立されていつ

たのである。そしてかかる体制の変化は、この時代に中世における古い権威、秩序が崩壊して価値観の転換がなってきた背景と無関係ではないことをここでは指摘するだけに止めておこう。

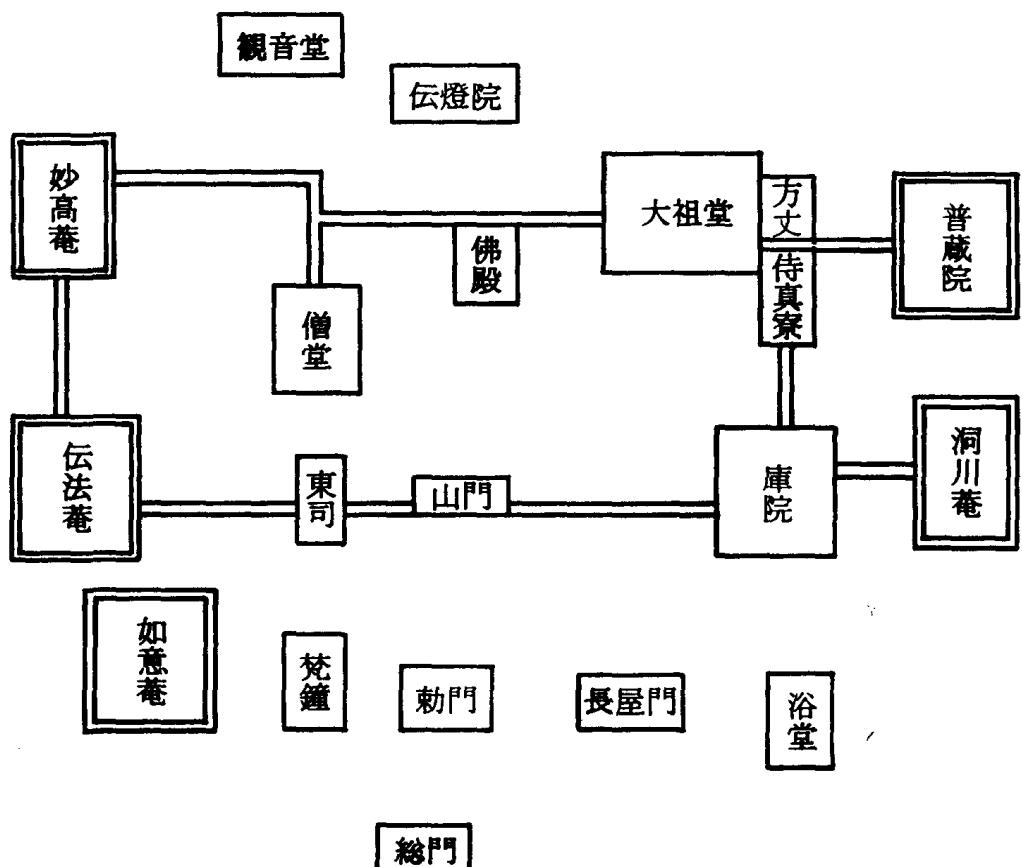
#### 四

さてそこで一流相承及び輪番制度はどこから生れてきたのであらうか。中国禪宗寺院は十方住持制度を原則としていた。例えば道元の学んだ天童山には臨済宗揚岐派の無際了派（一一四九一一二三四）も入れば曹洞宗真歇派の長翁如淨（一六三一一三二八）も入っているなどその一例である。ところで我国ではこの十方住持制は充分に育たなかつた。平安仏教的伝統は、また寺院の門葉相承制をも育ててきただけに、新來の中国的制度も南禪寺及び北条氏が外護した鎌倉の建長寺、円覚寺などのいわゆる五山には一時期行われはしたが、結局育ちきらなかつたといえる。ことに宗峰妙超（一二八二一一三三七）と夢窓疎石（一二七五一一三五二）は、後醍醐天皇より大徳寺と臨川寺の一流相承が認められ、中でも夢窓がそれを契機として強力な門派を形成していく事実は北陸の曹洞宗瑩山下に何らかの影響を与えたと見ることも可能である。

そして輪番制あるいは塔頭制であるが、考えられるのは叡

山の子院代表による合議制、または高野山における子院・大衆の混合型の合議制という意志決定方式が既に行われており、それが伝統となつてゐるが、一方においては先の中国禪林の五山制を、曹洞宗という在野の自治的教團にあって、一流相承の「ワク」の中での変型十方住持制の導入という風に見ることが可能であろう。いずれかといえば筆者は後者の方を考える。即ち一流相承の伝統の上に中国禪林制度を換骨奪胎して受容し日本の変容を遂げたものということである。

さて次に、輪番制の意義と機能的な面について見てみよう。それは塔頭寺院が、例えば永光寺が四箇寺、総持寺が五箇寺、応仁の大乱後、妙心寺の雪江宗深（一四〇八—一四八六）の弟子景川宗隆（一四二五—一五〇〇）、悟渓宗頓（一四一六—一五〇〇）、特芳禪傑（一四一九—一五〇六）・東陽英朝（一四二八—一五〇四）がそれぞれ龍泉菴・東海菴・靈雲菴・聖沢菴を開き、交互に妙心寺に住する輪住制度が成立したが、これが四箇寺で、大体四、五箇寺であるが、これは第一に「場」を共有し易い数で、一番その成員が遠慮なく自己の意見や要望を開陳でき、相互の協力が効果的に行なわれ、満足すべき意志決定の過程を持つことができるサイズである。一方小集団が、二・三人というのは少な過ぎ、なかなか氣分というか雰囲気が出でこないのである。これが七八人以上になると凝集性が弱くなつてくるのである。インド



人はパンチ、即ち五人の意見は神の意見に等しいといつて、五人の意味を高く評価する。五人ともなると、様々な意見を持つことができるし、性格やペーパーナリティにバリエーションが出て、にぎやかな雰囲気を持つことができ、相互補完的

な機能を持ち、またそれによって緊張を柔らげることができるのである。こういった所に意義と機能が存するのであるが、これに乗った制度ということができると思うのである。

これは実際的な面から云つても、「能州総持寺古絵図」を見ると分る。<sup>(22)</sup>

右下の図の如く、仏殿、大祖堂を廻んで、東序の外側に普蔵院、洞川庵があり、西序の外側に妙高庵、伝法庵、如意庵が位置して、その配置からしても全体的に有機的な関係を持ちうることが理解できる。

一般的に云つて、大きな組織ともなれば、必ず小集団から大集団へといくつかのレヴェルで組織されている訳であるが、例えば五院を頂点として、それぞれの門葉の下部組織として輪番地が存するなど、その例である。我国においては個々人の小集団帰属意識がことのほか強いために、単なる組織上の配置ということに止まらず、仲間意識をもつた集団として高い機能をもつてくる。このためにセクションごとに孤立性が高くなり、同一組織即ち同一門葉の中でもセクションナリズムが強く出てくるのである。この集団帰属意識が競争意識の温床ともなるのであるが、これが組織の中でも有機的積極的な働きを持つた場合、その全体組織の発展強化が果されるのである。即ち五院による競争意識が有機的に働いて、より強固な協力態勢が形成されるところにその意義があると見てよい。

であろう。それは日本人の精神構造に合つた合理的な組織であることができよう。

さて、総持寺の輪住制も文龜元年（一五〇一）頃から、輪住（勅住）と瑞世（一夜住職）の二本立てが行われるようになつたが、この輪住制度そのものの成立推進の中心的人物として一様に通幻寂靈との見方が従来からされており、これは異論の余地はないものと考えられよう。

五院制度が小集団帰属意識に基く合理的組織と見ることができると述べたが、組織成員が協力的である場合は問題はないが、全てが協力的であることはまず不可能である。従つて競争意識も協力関係における場合は多大の成果を上げることが出来るが、グループ外の人乃至他のグループに対しては冷酷になる。<sup>(24)</sup> 特に同一門葉の中で非協力的な人及びグループに対する強い反感と攻撃的意識を持ちやすくなる。一人一人がどんなに冷静で優秀でも、ひとたび集団となるとこの傾向は強くなり、愚かな過ちを犯す危険を秘めているのである。

ここに実峰良秀・大徹宗令・通幻寂靈の三名連署による「可存知事」なる康暦二年（一三八〇）の「置文」が存する。<sup>(25)</sup> それによると

右年々開山忌二代忌無懈怠可有出仕若於違犯之輩者可令擯  
出門徒中子々孫々永可守此法者也仍為後証連署状如件

## 位次不同

祖有維那花押 智用維那花押  
軌祐監寺花押 子宗監寺花押  
韶麟藏主花押 禪昭維那花押  
禪鑑藏主花押 心寂都主花押  
惠祐首座花押 仏陀真覺花押  
大慈聞本花押

前惣持良秀花押  
前惣持宗令花押  
前惣持祖環  
当住寂靈花押

とあるものである。つまり開山忌・二代忌を永代にわたって

勤めることを定めた「置文」で、若し違犯する者があれば

「擯出」せしめるというのである。五院開創の各師をはじめ総持寺の役寮各師が連署して、毎年懈怠なく出仕しなければならぬことを「定置」されており、無端祖環の花押は見られないが、太源宗真は既に九年前に遷化しているので、その法嗣の仏陀真覚（一三三〇—一三九九）・大慈聞本（一一四一七）の名と花押が見える。この内容からして峨山下門葉全体に通達したものであろう。そしてこういった要請はそれ以前からも行われていたものである。例えば、「正法二世瑞雲開

山月泉良印禪師行狀記」は応安四年（一三七二）「法兄通幻書を馳せて入院を勧むるも師赴かず。」又永和二丙辰年（一三七六）「通幻寒峰、書を馳せていわく、満山伏して來歲の峨山先師十三回忌の拈香師を請うと。師又辭して赴かず。」明徳二辛未（一三九二）、「通幻より叢林の公論ならびに印籠を寄せらる。」応永四丁丑（一三九七）「寒峰、啓を馳せ、先師峨山三十三回忌の拈香を請うも、復た揶揄して赴かず。」と、月泉は三度の要請にも一度も応じていなし、揶揄して赴かずという事もあつたことからしても、五院体制そのものへか、或いはそれを推進する人達に<sup>26</sup>対してか、明確な反撋の姿勢を示しているなどその一例である。それに対して「擯罰」という報復手段がとられるようになつたのである。

## 五

### 一永沢寺通幻禪師行業

峨山法嗣廿五人、山滅後違<sup>ニ</sup>遺誠<sup>レ</sup>者夥矣。師淘<sup>レ</sup>沙<sup>レ</sup>詰<sup>レ</sup>金摧<sup>レ</sup>邪揚<sup>レ</sup>正。只留<sup>ニ</sup>十一人。余皆擯<sup>レ</sup>之其嚴令如<sup>レ</sup>斯矣。<sup>27</sup>秀恕（一六七五—一七五三）の『日本洞上聯燈錄』<sup>28</sup>二に見え『日域洞上諸祖伝卷之上』には見えない。但し、嶺南の『聯燈錄』二「考証」で、「法眷二十五人」となつてゐるが、古記録にもこういった記述があつたと見える。それは白獸穩貞

(一七四六) の『通幻禪師生緣考証』に、石屋真梁(一三四三—一四二二)の「通幻和尚人事譜」を引いて、

「法眷二十五人の中、沙を淘き金を掠び、邪を摧き正に帰し、唯、正師十一人を留め、余は皆これを擯く」というは、異本に十一を五に作る。伝写の誤なり。惟うに屋師、師の人事に法眷と称するは則ち峨山祖師の法嗣を指すなり。理に誣かざるが故に、或は此の譜に徴して源翁昭公の擯に遭うを以て、師の擯する所となす。予謂えらく、其の説親しからず。蓋し其の法眷と称するは錯りて師の法嗣を指すものか。何ぞ則ち、峨祖二十五哲の總持簿籍に載すること歴歴然たるを以てせん。而も外に彼の嗣十一人に限るを覗ざるなり。但、師の法嗣にいたりては則ち十一人となすこと、師の記並びに永沢法嗣簿に詳かなり。以てこれを証すべし。<sup>(31)</sup>且らく按するに、それ肖敵公の撰する屋師塔銘の叙にいわく、「幻嗣を冒称しありし者、來り訪ぬ。師刺するや其の未徹を知りていわく、獅子窟中異獸なし。若し真証実悟底ならば両鏡相照すが如く、互相欺蔽せんやと。速来一一勘過し、崖を望んで退く者夥し。」是に因りて之を觀るに、正師十一人の外、師の法嗣と称せし者は審かなり。<sup>(32)</sup>

とあり、法眷は峨山の法嗣のことではなく、通幻の法嗣だといふのである。今日石屋の「人事譜」は残っていないが、嶺南

も「考証」でこの書を読んだと述べてゐるので、この書の存在は確實であり<sup>(33)</sup>、「法眷二十五人」であることは確かなことである。白獸は總持寺の簿籍に峨山の法嗣は二十五人とあり、十一人とないから違うとし、通幻の法嗣が一人だからこれは通幻だというのである。そして通幻の法嗣を冒称している者が南禪寺惟肖得嚴を訪ねてゐるから、こういった者が十一人の外、擯出された者達であるというのである。しかしここに万治二年(一六五九)閏三月が源翁心昭(一三二九一四〇〇)の開山所である会津の示現寺に与えた「擯出免状」があり、それによると、

總持寺二代峨山大禪師法嗣令擯罰二十人力生其内源翁和尚者通幻大和尚別而從應永二年乙亥二百年令擯之其年代相當慶長元年丙申過也依之慶長二白示現寺十代闍也長老五哲國々之賴諸寺院總持寺雖奉訴訟通幻十哲評議不調東閏三箇寺度々訴訟有間此度總持寺五院以評談源翁一派之許擯出大徹大禪師之塔司職伝法庵輪住申付者也此旨若到奕葉於違背者重而先規之筋目可申付事必也依而悉達

維時万治二巳亥三月十五日

總寧寺光紹印

大中寺香鷺印

龍穩寺御州印

奥州温塩 示現寺<sup>(34)</sup>

とあって、擯罰されたのは峨山の法嗣であることは明確である。そしてまた源翁とその門徒が永く擯罰を受けていたことが分る。擯出が許されて大徹宗令の塔司職伝法庵に輪住を命じられている。<sup>(35)</sup>

擯出された人は「人事譜」によると十四人ということになり、「擯出免状」では二十人となつてゐるが、いずれかに決しかねるが、栗山泰音禪師は十四人と見、その氏名は無底良<sup>(36)</sup>、順正藏主、無藏淨詔、淨智書記、曉心監寺、普天曉雲、

無外円照、月泉良印、無極尊祐、道雙道愛、源翁心昭、祖山良崇、良覺和尚、祖一藏司をあげてゐる。そしてその理由として、太源宗真、無際純証、通幻寂靈、太山如元、無端祖環、大徹宗令、実峰良秀、竹堂良源の八人は總持寺に晋住している人達であるから之を擯すべき謂れがない。また『通幻禪師語錄』に依れば、無等惠崇、大方韶勲、竺源超西の三人も、その入塔忌斎に就て、通幻が法語を唱へて追崇しているから、擯出に遇う筈がないとし、これで十一人となるから「人事譜」に符合するとして、十四人ということになるが、筆者もこの説に従つておく。

ただここで源翁の擯罰について、「總持寺年譜」に応永二年（一二九五）条に「玄翁和尚依<sup>ミ</sup>總持寺衆評<sup>ミ</sup>擯出」とあって通幻の没年（一二九一）の四年後といふことであるが、從来通

幻に擯せられたといわれてゐるが、『嶽山史論』では、「源翁の擯出は通幻在世中に於て、僧録の權を以て永沢寺にて行へる擯出とこの通幻滅後なる總持寺衆評の擯出と前後二回あると思ふ」として、その理由を、延宝四年（一六七六）に於ける永沢寺の校割帳に丹波村雲洞光寺鉄賢和尚の寄進に係るといふ「通幻和尚擯罰法語一通」なるものが記載してあるが、その所在は不明であるが、永沢寺にて通幻が僧録として擯罰を行つたというのはこの一事でも考証できる、としている。<sup>(39)</sup>

僧録は、通幻よりも早く既に正中二年（一二三五）、瑩山が一洞谷門下僧録御書を作成して、明峰を洞谷門下の僧録に補任したことが『洞谷記』に見える。<sup>(40)</sup> また夢窓派の春屋妙葩（一三一一一三八八）が康暦元年（一三七九）我国最初の官命による僧録に就任している。従つて前例が存するが、通幻の場合は一般的には單なる伝説として否定視されている。<sup>(42)</sup> しかし恐らく五院を中心とする体制護持派の合議によつて彼を官命によらない私称としての僧録に選出し、本山護持体制の強化、及び非協力者に対する処断等強権を発動せしめ、彼を中心へ推進して行つたものであろう。

そして源翁を二度擯罰するといつても、一度で足りることだから、二度擯罰は無意味であり、しかも二度目の応永二年（一二九五）は源翁は七十才であり翌年寂してゐる。こんな老人を果して擯罰したりするであらうか。もしそうだとすると、

それは源翁個人だけでなく、その門下を含むということでなければならないであろう。従つて通幻が擯罰したことが動かせないとすれば、それは源翁個人に対し、更に通幻寂後は門下も対象となつたのではなかろうか。「擯出免状」の内容からして、以後通算二百六十三年間も、そのままに捨て置かれていたことから考えるのである。更に想像をたくましくして云えば、通幻寂後、新たに六名が擯罰を受け、その多くが源翁派の人達であったと見ることが出来ないであろうか。たゞえ源翁が分派主義者的色彩が濃厚であったとしても、とにかく源翁一派に対しは執拗過ぎる感じがするのである。

## 六

『總持寺年譜』応永二年（一三九五）条の源翁心昭の擯罰の「衆評」に参加した人として、既に太源・通幻・無端の三祖は示寂しているので、普藏院は梅山聞本、妙高庵は普濟善救、洞川庵は瑞巖韶麟の三人が住し、伝法庵は大徹宗令、如意庵は実峰良秀の二人が猶住山中にして、従つてこういった顔ぶれで五院の評定は開かれたものであろう。

この時点では大徹宗令が最長老であり、恐らく通幻寂後の

五院運営の実質的指導者で、源翁擯罰も彼を中心進められたのではないかと思う。大徹が晩年の応永六年（一三九九）に開創したと伝える覚皇院が總持寺に隣接する所にある。峨山

の直嗣としては最後まで生存した人で、実峰良秀の没年（一四〇五）の三年後（一四〇八）に没している。山内に五院の体制が確立し、法の甥に当たる諸師が順次に總持寺住持を勤めるのを見届けている筈である。

覚皇院は大徹が總持寺に上山する時、五院住持と並んで祖廟を拝登する際の安下所となり、また、五院住持とともに國家の昌平、万民の富樂、並びに總持寺門葉の福寿無量を祝禱した後の休息所にもなったことであろう。そして住持交代の場合、五院一同、覚皇院に集合し、当日時刻を定めて行列を作り、門前町を通過して山門頭で新旧交代し、前任者は後任者を自院へ誘引するのが慣例となり、明治の廢仏運動の一環のもとで五院制度が廃絶するまで続いていたのである。

このように大徹開創の覚皇院の役割からして、大徹宗令<sup>(46)</sup>の役割も理解でき、二度目の源翁擯罰（筆者は源翁の門下も含むと考へる）には指導的役割を果したのではないかと考える。しかしここに問題がある。それは通幻十哲の中の天真派に属する才応総芸（一一五六〇）が源翁派の總持寺に転衣したのを憤激して、執奏たる勅修寺家へ差出したといわれる文書が存することである。

後円融天皇被付通幻於曹洞一宗之宗錄 縱旨豈庚焉而二百年来選邪匡正稱總持門庭之五派太源通幻無端大徹実峰是也 斯外被削除逆徒奥州温塙之源翁世人諺号石破門徒去永禄二

年有太源派惡逆之輩以謀略引出彼逆徒於總持寺転衣是則汚穢 上皇之院宣輩掠先師之遺誠之間通幻十哲諸老憤々俳々而如旧規再擯焉然處彼逆徒之徒党者逆心未相止間十哲之上首了菴派下乘安龍穩乘國之三伯去歲八月一日令遣使僧追罰逆徒之族尽未來際可為如此之旨評定畢自今以後二百余年之法度有違反興行者通幻十哲之転衣於妙高庵不可執行之旨伏請 宣下則仰万乘貴乘貴威永転大法輪矣<sup>(47)</sup>

と太源派の斡旋で転衣したのに対して通幻派十哲が憤激して抗議し取りやめさせたというのである。五院五派以外二百年を擯罰するといい、逆徒石破門徒（源翁派）が謀略をもつて總持寺転衣をなしたとするなど、憎惡の念が強い。

「總持寺住山記」永祿二年（一五五九）条に「千二百七十二世、三月十日入寺」の一項のみが空位になつてるので、これが或は一旦源翁派の誰かが瑞世入寺したものと、その世牌を通幻下十哲の抗議によつて削除したのではないかと考えられている。<sup>(48)</sup>応永二年（一三九五）にこの年より二百年擯出といふことが仮りに決定されていたら、これは實質的には永久追放に等しいであろう。当然源翁派も完全に独立の一派を形成して峨山派と訣別していく当然である。しかしそれをしなかつた。

この時が二百年未満で百六十四年経過しただけというのが、憤激の理由の一つであるようだが、そしてまた万治二年

（一六五九）の「免状」に、十哲門派の評議不調といつているのはこのことを指したものであろう。これは太源派のとりなしで、源翁派の本山晋住の道を開こうと諂つたのに対し、通幻派が反対し「二百年擯罰」を持ち出し、その反対の理由の一つとしたものであろう。

通幻はその開山地丹波永沢寺における学人接化の手段の悪辣振りはつとに有名である。即ち文字点検・活理竅・同門沙汰（擯出）など従来の穩健な曹洞宗には見られなかつたものである。それ故この激烈さが「江戸時代中期には洞門の勢力を折半してその半ば八千余カ寺を担う程の実力を蓄える」ようになり、また「門葉海内に遍く。派下の寺院、實に九千を以て数えるに至つた」とされる。<sup>(49)</sup>永祿二年（一五五九）もほぼこれに近い派勢であったであろう。その力たるや當るべからざるものがあつたであろう。しかも通幻の厳烈な家風はその門流に継承されていたであろう。

かかる情況のもとでは、源翁派の復帰など必要としないとする考えも当然持つであろうし、新たに参入する者に本山晋住への道を開くなど決して肯うことが出来ないと考えるのも自然のことであろう。それにしても源翁派は隱忍自重よく待つたものである。これはこの派の人達が曹洞宗門への帰属意識がそれだけ強かつたことを物語るものであろう。<sup>(50)</sup>

べて通幻及びその派によつて擯罰が進められてきたような印象を受けるが、果してそňか問題となるところである。しかしその前に擯罰の理由について簡単に触れておこう。

靈南秀恕は『日本洞上聯燈錄』卷二の「考証」「源翁」章で、この問題について、

師被<sub>レ</sub>擯<sub>ニ</sub>於同門之諸師<sub>一</sub>逮<sub>レ</sub>今称<sub>ニ</sub>其裔孫<sub>一</sub>曰<sub>ニ</sub>擯出門徒<sub>一</sub>旧記紛亂。諸祖伝挙<sub>ニ</sub>其説<sub>一</sub>了謂。翁之擯必非<sub>ニ</sub>度<sub>レ</sub>石之事<sub>一</sub>別有所<sub>レ</sub>由。吾未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。予読<sub>ニ</sub>石屋禪師所<sub>レ</sub>撰人事譜<sub>一</sub>詳<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>其略曰。通幻和尚諱寂靈。……法眷二十五人之中。淘<sub>レ</sub>沙揀<sub>レ</sub>金。摧<sub>レ</sub>邪帰<sub>レ</sub>正。唯留<sub>ニ</sub>十一人。余皆擯<sub>レ</sub>之。然則師之擯非<sub>ニ</sub>度<sub>レ</sub>妖之事<sub>一</sub>也。幻禪師稟<sub>レ</sub>勅任<sub>ニ</sub>僧錄<sub>一</sub>執<sub>ニ</sub>僧柄<sub>一</sub>違者則罰。非<sub>ニ</sub>啻源翁<sub>一</sub>云<sub>ニ</sub>余皆擯<sub>レ</sub>之。則其中必有<sub>ニ</sub>源翁<sub>一</sub>而師獨稱<sub>ニ</sub>擯之名<sub>ニ</sub>者何哉。擯<sub>ニ</sub>門徒<sub>一</sub>也。余無<sub>ニ</sub>門徒<sub>一</sub>擯<sub>ニ</sub>之伝記譜図<sub>一</sub>而可<sub>レ</sub>考焉。<sup>(51)</sup>

とあつて、石屋の「人事譜」によつて「非<sub>ニ</sub>度<sub>レ</sub>妖(石)之事<sub>一</sub>也」として「別有所<sub>レ</sub>由」と考え、「違者則罰」即ち通幻を中心とする本山及び本山護持体制に非協力的な事が原因として理解できるのである。されば『嶽山史論』が「その本寺たる總持寺に不荷担なるの故を以て擯出せられたるものなら<sup>(52)</sup>ん」と云つてゐる所の、從來云われる如く、源翁の門葉を石破門徒と称しているが、那須の殺生石を救つた事件が原因ではないと一応考えられてゐるのである。

峨山二十五法嗣のうち、五院の五人とそれ以外の二十法嗣と比較すると、その嗣法の順位、人格、識見、行実等から見ても、当然入つて然るべき人達が入つていなければ、本山には「不加担」との理由に基く場合が多いのであるが、それぞれの開創寺院数、門流の発展という点では、主だつた人達の間では初期には、ほぼ似通つてゐる。<sup>(53)</sup>ただ決定的違いは、五院の開創寺院（五院そのものは除外）は、太源は仏陀寺（石川）、通幻は永沢寺（兵庫）、聖興寺（石川）、竜泉寺（福井）、無端は竜雲寺（島根）、祥園寺（福井）、大徹は向川寺（山形）、立川寺（富山）、妙應寺（岐阜）、覺皇院（石川）、護国寺（大阪）、大興寺（静岡）、正泉寺（愛知）、実峰は永祥寺（岡山）、瑞景寺（岡山）、正本寺（岡山）、靈松寺（長崎）、總泉寺（鳥取）、正法寺（三重）、定光寺（石川）であり、地理的に總持寺（石川）周辺に開創寺院を共通して持つてゐるのである。五院以外で總持寺晋住を果たした四世無際純証は自得寺（富山）を開創し、大山如元は六世だが、通幻開創の聖興寺（石川）に通幻の跡をついで住し、總持寺に出世後聖興寺に帰つてゐる。聖興寺は現在廢寺（一説には近江總寧寺）だが、妙興庵、永沢寺、竜泉寺と共に通幻四箇道場と称せら  
れています。従つて大山は峨山法嗣であると共に、通幻に師事もしくはそれに近い関係を持っていたと考えられる。彼自身には開創寺院はないが、無際と共に五院の五人と共通と見て

よいであろう。

それに対し擯出を受けたと考えられる無底良韶（一三一三一一三六一）は正法寺（岩手）。順正藏主（無）。無藏淨韶（無）。淨智書記（無）。曉心監寺（無）。普天曉雲（無）。無外円昭（一三一一一三八一）は皇德寺（宮崎）、大平寺（宮崎）、皇德寺（鹿児島）。月泉良印は補陀寺（秋田）、大祥寺（岩手）、大円寺（岩手）、廣沢寺（岩手）、光明寺（岩手）、瑞岩寺（山形）、瑞雲院（山形）、正統寺（新潟）、大通寺（千葉）。無極尊祐（無）。道叟道愛（一一三七九）は永徳寺（岩手）、永林寺（山形）、永泉寺（秋田）、西光寺（宮城）。源翁心昭（一三二九一四〇〇）は最禪寺（秋田）、永泉寺（山形）、正法寺（山形）、冷泉寺（山形）、常在院、慶徳寺、示現寺（福島）、安穩寺（茨城）、泉渓寺（栃木）、雲泉寺、慈眼寺（新潟）、退休寺（鳥取）、化生寺（岡山）、玉泉寺（鹿児島）であり祖山良崇（無）。良岳（覚）（無）。祖一藏主（無）。以上である。総持寺を基点にして見れば共通して開創寺院が遠隔の地であり、開創寺院を持たぬ者が九人いる。

竺堂了源は総持寺に十世として住しながら、開創寺院が建福寺（三重）で、比較的遠隔地である点唯一の例外である。また擯罰されていない無等慧崇は光穩寺（富山）。大方韶勲は永泉寺（陸奥）。竺源超西は長谷寺（宮城）、梅香院（石川）。以上の三名のうち大方韶勲のみ陸奥と遠方である。

三一一三六一）は正法寺（岩手）。順正藏主（無）。無藏淨韶（無）。淨智書記（無）。曉心監寺（無）。普天曉雲（無）。無外円昭（一三一一一三八一）は皇德寺（宮崎）、大平寺（宮崎）、皇德寺（鹿児島）。月泉良印は補陀寺（秋田）、大祥寺（岩手）、大円寺（岩手）、廣沢寺（岩手）、光明寺（岩手）、瑞岩寺（山形）、瑞雲院（山形）、正統寺（新潟）、大通寺（千葉）。無極尊祐（無）。道叟道愛（一一三七九）は永徳寺（岩手）、永林寺（山形）、永泉寺（秋田）、西光寺（宮城）。源翁心昭（一三二九一四〇〇）は最禪寺（秋田）、永泉寺（山形）、正法寺（山形）、冷泉寺（山形）、常在院、慶徳寺、示現寺（福島）、安穩寺（茨城）、泉渓寺（栃木）、雲泉寺、慈眼寺（新潟）、退休寺（鳥取）、化生寺（岡山）、玉泉寺（鹿児島）であり祖山良崇（無）。良岳（覚）（無）。祖一藏主（無）。以上である。総持寺を基点にして見れば共通して開創寺院が遠隔の地であり、開創寺院を持たぬ者が九人いる。

竺堂了源は総持寺に十世として住しながら、開創寺院が建福寺（三重）で、比較的遠隔地である点唯一の例外である。また擯罰されていない無等慧崇は光穩寺（富山）。大方韶勲は永泉寺（陸奥）。竺源超西は長谷寺（宮城）、梅香院（石川）。以上の三名のうち大方韶勲のみ陸奥と遠方である。

かく見てくると、地理的側面から少くとも総持寺とは密接な関係を持ち難い遠隔の地の人達が入っていないのは極めて自然なこととして理解できる。遠きは疎縁のはじまりという簡明な事実を示しているのである。これは裏返えして云えば、総持寺周辺に開創寺院を持つ人達によって、有機的組織的な連携のもとに、五院輪住制という護持体制の確立がなされているといったと云つてよいであろう。

源翁は峨山下では最も多くの開創寺院を数えるが、東北、関東、山陰、九州とその行動範囲の広さは他の追随を許さない。<sup>(54)</sup> その化縁の広いこと、身辺に奇瑞靈異の談が多いことからして、また個性的非協調的な態度から、一種の教祖的な人格であつたと見てよいであろう。本師峨山の示寂の際も総持寺に上山していない。通幻をはじめ五院派の憤激を買ったもので上山していない。通幻をはじめ五院派の憤激を買ったものであらう。

源翁と云えば、那須の殺生石を退治したことであまりに有名である。彼の法嗣で奥州熱塩示現寺の二世、天海空広（三四八一一四一六）は源翁の寂後の応永六年（一三九九）に師席を嗣いだが、「法王能照禪師塔銘」を撰し、師の徳を顕彰している。度石の話もここに始まる。その「塔銘」に

康応元己巳歳五月初五日。俄爾於三野州那須野怪石出現。

徧石有レ毒。毒氣紛々。触者死亡。世謂ニ之殺生石。諸宗雖レ降ニ伏之。未ニ合利。明德始。相將帥告ニ事能總持ニ云。請願救レ之。衆皆議。令大徹向レ之。徹至レ彼見。石大十丈余。白骨埋石。以ニ拄杖ニ拵ニ骸骨。石動ニ天地。暗不レ得レ救。即帰帝聞愕然。乃下ニ勅書ニ令ニ師救レ之。師奉レ詔至ニ彼。向ニ靈石ニ仏事云。汝元來石頭。喚作ニ殺生石。靈從ニ何處ニ來。性自ニ何處ニ起。現今証拠成ニ仏性真如。全体ニ摩云。会麼。去去。結句云。法法塵塵端的底。本来面目未ニ曾ニ藏。現成公案大難事。異類中行任ニ度量。下語了。拈ニ拄杖ニ打一下。忽然傾破。昔應永二乙亥歲正月十一日。至夜端正靈女來云。吾是石魂也。慙愧有ニ宿業。八万劫墮ニ野狐身。転轉錯惑人亡國。<sup>(1)</sup>今略白ニ和尚。竺士天羅國班足太子。欲ニ登ニ王位。取三千王頭。所ニ祭ニ塚神。支那殷紂妃。周幽王褒姒。此兩妃。笑ニ烽火ニ喪ニ邦。本朝近衛院姫玉藻前。列ニ管絃坐。身放ニ光惱ニ玉体ニ者吾身是也。逢ニ安倍安成ニトニ之。制ニ惡障。退ニ天上。止ニ此野。業性增長無レ休。故天尊勅ニ令三浦。千葉。上總驅レ之。及ニ三州郡開ニ此野。狩<sup>56</sup>ニ三日間。狸豺狼狐一千二百頭。掛ニ弓矢ニ凱歌響ニ宇宙。強兵分草。豈易ニ隠藏。心識忙忙。当生年一十三。三浦小兒一箭放倒。嗚呼革囊雖ニ朽ニ草閒。靈魂尚殘ニ此野。化成ニ石嶷嶷橫。奇快善縁合時。敬蒙ニ和尚攝引。徑得ニ天上妙樂。伏請。我授ニ淨戒等。統ニ寿仏恵命。師隨ニ彼言。女受了作レ禮退。師

帰ニ護法。郡領以ニ表奏レ之。帝大悅。詔欲ニ供養。師ニ請不レ立。贈賜ニ柴衣。不レ受。帝益加ニ傾愛。相將帥亦感。寄ニ附利根川百貫文地。……勅諡法王能禪師。塔号ニ大寂。旨応永七庚辰歲十月十七日。嗣法小師天空廣謹記ニ師大略<sup>55</sup>云。（傍点筆者）

とある。現存するものは天海の真筆ではなく、後人の竄入も考えられる。従つて書誌的には問題なしとしない。しかし源翁寂後僅かに一年の撰述に係り、「嗣法小師天空廣謹記」の署名があるからして、一応これに基いて考察を進めてゆきたい。それにこの長々と引用した靈異譚のもつ意味を考えて行く上で、後に竄入された個所があるにしても、それほど邪魔になるものではない。いやむしろそれをも含めて考察する所に意義が存すると考えるからである。

湛元自澄（一一六九九）も『日域洞上諸祖伝』（卷之下）で、石靈度脱のことに関しては天海の説を承けている。

そこでまず第一にここで問題にしたいのは、天皇の旨を受けた將軍の命により、總持寺一山の衆議によつて大徹が選ばれ、那須に赴き、殺生石の度脱を試みたが不首尾に終り、その後源翁が赴いて、よくこれを授戒濟度したという傍点の個所である。度石に関しては源翁の他の伝記、『源翁和尚行実』『本朝高僧伝』『日域洞上諸祖伝』『日本洞上聯燈錄』には内容の長短、表現の相違はあるが共通して伝え、それは至徳二

年（一三八五）八月十三日のこととなつてゐる。然るに天海の塔銘には康応元年（一三八九）五月五日に怪石出現として至徳二年より四年後のこととし、その授戒は応永二年（一三九五）正月十一日として更に六年後のことになつてゐる。即ちこの応永二年は総持寺の衆評に依て源翁を擯出した年である。従つてもし「塔銘」が伝える如く、大徹が度石に関与していたとすれば、源翁擯罰も度石が原因とする從来あつた説も、あながち否定できることになる。

至徳二年（一三八五）は総持寺の住持は竺堂了源が任じており、翌三年に大徹が替つて住持になつてゐる。源翁に及ばず一山の面目丸つぶれにした当の大徹がおめおめと住持位に就くことができるであろうか。また周囲も認めるであろうか。

康応元年（一三八九）は、その前年から通幻が四度目の住持に就任している。先に掲げた明徳元年十月二十日付の「総持寺尽未来際条々置文事」が通幻によつて作成され、それから僅か二日後に初めて峨山の孫弟子の梅山聞本が晋住してゐる。

従つて明徳元年は一三九〇年、ということは「塔銘」が記している康応元年（一三八九）は正しく通幻在任中のこととなる。そして源翁擯罰が応永二年（一三九五）、「塔銘」によると、通幻・大徹と源翁とのかかわりが深いことが分る。なお検討の余地は残しているとするも、「塔銘」の撰述が一番早いと考えられること、そして今述べて來た理由によ

つて、康応元年説を取りたい。通幻・大徹がかかわつてゐることが重要である。

さて大徹の開山所と伝えられる尾州津島の正泉寺の由緒に次の如き記事がある。即ち、

当寺は往古若林寺山円景寺と云ひ草創開基は弘法大師にして応永十二年まで真言宗なり。時の住僧雪公阿闍梨は野州那須家の嫡子故ありて出家し当山に住す。然るに彼の金毛の靈狐玉藻前と化せしを阿部晴明禁裏御所より追払ふ。依て那須野ケ原なる巖石に立籠り人畜を悩す故に殺生石と云ふ。之を総持寺二祖禪師化導を吾が寺開山大徹和尚に命ぜらるるを法弟玄翁和尚室内に隠れ聞き野州に先がけし本来無一物云々の法語にて珠数を以て打碎して八分となすなり。而る後ち世に石を割る物を玄翁と云ふ。爾後靈石故郷たる那須家の老婆に祟りたり。然るに大徹和尚は今須にて妙応尼を化導して妙応寺を建立し、また鳴海の瑞松寺にて龍を退治し瑞松寺を改宗して開山と為る。今の瑞泉寺是れなり。その時玄翁和尚殺生石を退治せられしを瑞泉寺にて聞き伝へ兩三年滯錫あり。法印雪公阿闍梨故郷那須家にこの靈狐の崇るを愁ひ瑞泉寺より大徹和尚を懇請し応永十二年三月二十八日当山にて化導の法を修せらる。那須家の崇り鎮静せしなり。是れより阿闍梨は円景寺と末寺常願寺塔司慶三庵も共に改宗して大徹和尚に奉りて自身は生涯真言

宗にて地主となる云々。<sup>(57)</sup>

と、ここでは源翁が悪役といふか引き立て役になつてゐる。特に、矮師叔が洞山・曹山の伝法を横から盗んだ盜法の話に類する如き、源翁が「隠れ聞き野州に先がけした」などという記述、また峨山の命というあり得べからざる記述等内容に多くの問題を含んでいることが理解できる。

正泉寺は大徹の開山所といつても、その応永十二年（一四〇五）より維新まで、世代は十三、四世を数えるに過ぎない。中斷、あるいは廃絶の時期もあつたと考えられ、また四世と五世との間には四代まで平僧を以て住務せしめたと云われる。従つてこの由緒も正確を得がたいことを知ることができる。

しかしこれは、「塔銘」と「正泉寺由緒」は源翁側と大徹側をそれぞれ代表していると見てよいであろう。即ち「塔銘」は、大徹が救うことが出来なかつたから、源翁がこれを救つたといい、「正泉寺由緒」は源翁が退治したといつても、その靈が猶崇りを為すのを大徹がこれを済度したといふ。全く正反対である。これは源翁の度石を無価値に帰せしめようという意図のもとにかかれたことは明瞭である。然らば「塔銘」の大徹関与説はどうか。

もし事実とすれば、大徹の伝記（まとまつたものはないが）及び関係者の記事に何か伺がわせるものがあつて然るべきで

あろう。彼の伝記で先にあげた『日域洞上諸祖伝』卷之下以外で、『本朝高僧伝』三八『延宝伝燈錄』七、『日本洞上聯燈錄』には見えない。『洞上諸祖伝』は本文の方には見えず、『洞上聯燈錄』の考証に当るような所で関説しているのみである。<sup>(58)</sup>また彼の法嗣竺山得仙（一三四四一—一四一三）の伝記、及び『竺山大和尚行錄』『竺山得仙語錄』（一卷）等にも見えない。<sup>(59)</sup>他の法嗣の伝記についても、『洞上聯燈錄』三所載の、羽州向川寺日山良旭、石州靈光院直庵宗觀、越後耕文寺不藏可直、越中川德寺浩齊契養、越中法城寺覚巖玄了、越後州名立寺月桂立乘、越中州大川寺月江応雲、羽州龍雲寺越叟了聞、越中州法川寺闍堂良闍、播州真光寺禪室宗安、摂州大広寺天巖宗越、隅州曹溪山瑞光寺春巖祖東、越州正脈寺大成宗林、越中州清源寺省山妙悟、越中州德城寺普門<sup>(60)</sup>元三等大徹下十六哲いずれにも伺うことができない。また普濟善救（一三四七—一四〇八）には『普濟禪師語錄』（三卷）があり、中巻に「立川開山大徹和尚小祥忌拈香」及び下巻に「祭立川開山大徹和尚文」と、大徹に対する拈香法語、祭文があるが見出すことができない。<sup>(61)</sup>即ち大徹側にはこういった事実がなかつたといえるのである。これは大徹にとつて或いは總持寺にとって「不名誉」なことだから、無視、あるいは削除したことではあるまい。

これは度石の話にことよせて、天海は、師を擯罰した通幻

・大徹に対する意趣を表明し、師に關係づけ、その優位性を顯彰しようとしたものであろう。従つて度石が擯罰の理由ではないとはいゝきれないということになる。

## 八

然らば何故にこのような靈異譚の引き合いに出されたのであろうか。それは通幻にしても大徹にしても、源翁と共にした神異僧的な側面をもつてゐるからである。例えば通幻は母が死して後土中より生れたと伝えられる話、永沢寺における竜女の濟度、永沢寺開創にあたつて神明の出現等が見られ、大徹は、「春秋七十六。闍維建塔。菴曰『師子』。後龍神夜夜捧<sup>ニ</sup>燈於塔下」人咸驚嘆云」（『洞上聯燈錄<sup>(62)</sup>』）と北海の竜女が現われて灯を点じ、立山連峰からは山神が来て、夜毎に灯を献じた、との伝承が伝わつてゐる。竜灯・山灯と地域の人から尊称されている。また慈眼寺（兵庫県三木）開創にまつわる鬼神のお告げ、等、中でも、延應寺開創の奇蹟譚など有名である。従つて異僧的靈能者としての能力の絶対優位性を示さんが為に大徹を引合いに出し、そしてその目的は師及び自分たち門徒を擯罰した五院に支えられた総持寺の本山体制への強烈な反撲批判と見るべきであろう。

さて客観的に見れば大徹は源翁と共通する一面を持つ訳であるが、実は延應寺開創の話と先の「正泉寺由緒記」の内容

とかかわりを持つ。妙應寺寺伝によると、

大徹が巡錫の途次、美濃閔ケ原の今須の附近の草堂で一夜を過ごそうとした。村人達が集つて「ここは地獄谷といふ所で、特にこのお堂には夜ごと鬼がでて危険である」から、宿泊の中止をすすめても、氣にとめず堂中で坐禪をしていると、夜半に、「妙應、妙應」と呼ぶ鬼の声が響き、老婆を火あぶりにして食べようとしていた。大徹は「薪尽火滅（火よ、消え去れ）」と一喝すると、火は忽ち消えて、老婆は火難から救われることができた。<sup>(63)</sup>

という。この老婆は今須近在の人々を苦しめていた。自分が米を受取るときは大枊で、人に与えるときは小枊を用いて、その「サヤ」を稼いでいたのである。そのため夜毎に鬼の苦しみを受けていた。それが今須領主・長江重景の母その人だといわれる。

長江重景は、大徹に母の亡靈が濟度されたことを感謝し、その法号妙應大姉に因んで妙應寺を開創し、住持に迎えたのである。その後地獄谷には鬼が出なくなつたと伝えている。今も妙應寺には薪尽火滅道場の呼称が残つてゐる。

こういった鬼退治の話はその類型は他にいくらも見ることができるが、仏教では鬼神という形でよく登場する。普通変化自在の力を有し、仏法、國土を守護し、または兎惡を振つて人畜等を悩ます怪物と考えられている。前者は梵天、帝釈、

地祇、竜王、十六善神等の善鬼神であり、後者に夜叉、羅刹等の惡鬼神がある。一般には乾達婆、夜叉、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽の六部鬼神をさす。「食事不得<sup>レ</sup>匙筋刮鉢作<sup>レ</sup>緊。動<sup>ニ</sup>其無福鬼神」生<sup>ヲ</sup>飢渴想<sup>シ</sup>罪不可<sup>レ</sup>量<sup>ム</sup><sup>64</sup>』と『禪苑清規』「百丈規繩頌」に修行をさまたげ、罪を作さしめる鬼神が述べられている。

ところが我国で「鬼」というのは本来、仏教や神道に組織されなかつた靈力の持ち主と、そうした人達が喚起したイメージをいっしょに使つた表現であつたと考えられる。つまりシャーマンが喚起したスピリットと共に指す言葉になつたようである。そういうのを、仏教が入つてきたときに、在來の信仰と仏教をつなぐために寺院でもかかえこむようになつた。もともと仏教自身にも鬼神の觀念が附隨していたから、それは極めて簡単にかつ自然になされていつたといえる。そして寺院及びそこに住む僧の一種は何らかの靈力を身につけ、あの世との交通を司る。曹洞宗（禪宗）の場合その靈力は坐禅修行による功德力と一般化して云うのは危険だが、大徹の場合は明らかに坐禅修行力の賜物である。通幻、源翁の場合も同様と見てよいのではないかと思う。

さて、領主重景の母たる老婆が鬼に苦しめられるというの是一体何を意味するのであろうか。それは悪政による領主一族と農民の対立緊張を物語ると考えられる。つまり今須とい

う村落共同体の危機的状況の中へ、存在論的他者異人大徹がやってきて、共同体の危機（鬼）をとり去り、古くなり穢れた時間を除去して外部に葬り去り、時間の蘇りをもたらす存在となつた。延応寺の開創がそれに当る。一般的に定住する村人にとっては、彼等の秩序は、こうした異人達によつてもたらされる情報・力・インパクト・刺激を組み込むことで成り立ち、再生を果し、結束を強めていった。それの繰り返しによつて共同体の維持がなされるということができよう。

こういつた寺院開創にまつわる靈異譚が曹洞宗においても数多く見られるが、これは教線の地方展開における重要な要素、一類型と見ることができよう。

先に尾州津島の正泉寺由緒と源翁度石と関係があると述べたが、それは源翁が珠数を以て打碎して八分となし、「爾後靈石故郷たる那須家の老婆に祟りたり、然るに大徹和尚は今須にて妙應尼を化導して妙應寺を建立しました鳴海の瑞松寺にて龍を退治し瑞松寺を改宗して開山と為る。今の瑞泉寺是なり。その時玄翁和尚殺生石を退治せられしを瑞泉寺にて聞き伝へ兩三年滯錫あり、法印雪公阿闍梨故郷那須家にこの靈狐の崇るを愁ひ瑞泉寺より大徹和尚を懇請し応永十二年三月二十九日當山にて化導の法を修せらる。那須家の祟り鎮静せしなり<sup>65</sup>」とあるように、靈石が靈狐となつて法印雪公阿闍梨の故郷那須家に祟り大徹がその老婆を救つたと云つてゐる

は、延応寺の開創因縁譚を正泉寺に結びつけ、更に那須の源翁度石と関連させて、大徹の優位性を強調しようとして出来た一連の創作と云つてよいであろう。

同様に『法王能照禪師塔銘』にも、実は源翁が濟度した石靈は、八万劫野狐身に墮し、多くの人を惑わし、國をほろぼし、印度中國を経由して來た狐の靈だというのである。

印度の班足太子が王位に登ろうとして千王の頭を取つて塚神に祭つたこと、姐己褒奴が峰火を笑んで邦を喪したこと、我国の近衛院の姫玉藻ノ前が管絃の座に列り、身より光を放て玉体を悩したのは、すべて同じ野狐の靈（端正靈女）のなせる業であるというのである。そして後に此野（那須）に止つて殺生惡障を重ねており、天尊は心惱まし退治を命じた。

そこで那須野原三日間の狩りに於て、狸豺狼狐一千二百四頭弓矢に掛け、強兵草を分けて追究したので身を藏し難く、遂に生年一十三の三浦の小児の一箭に當つて放倒した。しかしその靈は残つて石と成り、和尚の撰引によつて天上の妙樂を得たといつて、更に淨戒を受けて退出していつたというのである。

このように悪靈が國を亡ぼし、多くの人々を惱まし、特に帝を恐怖の底に陥れるといった話など、例えば大徹が石靈を救うことが出来なくて、「帝聞愕然。乃下三勅書一令ニ師救フ之」と源翁の出番となり、首尾よく勅命を果たしたので、「帝大

悦」とある。これなど先の延翁寺の開創因縁譚で見た村落的世界が國家レヴェルの想像力においても再現されているのを見ることが出来るのである。<sup>(66)</sup>

この三国に亘る荒唐無稽な因縁譚の持つ意味は、そういう意味では、帝や國家をおびやかす様々な力や存在が考えられ、その一つの象徴として野狐靈の惡業という形でイメージ的に生み出されてきたのであらう。あたかも「鬼」が持つた役割と同じように。それは罪、反逆、疫病、鬭争、時間の腐食などが日常的秩序や合理の体系に統合不可能な、また理解不可能な部分に形や場が与えられていると理解できよう。その具体化された姿が、ここでは靈石ということができよう。少くともこの因縁譚が帝や將軍と結びつけられることにより、帝の権威はその負の等価値を明らかにすることにより、宇宙論的位相を明らかにすることができるといい得るならば、その構造論上靈石の存在論的意義を明らかにすることによつて、一つの側面的意義が確かめられよう。<sup>(67)</sup>

今、宇宙論的位相は措いて、ここにおいては負の力との対置において、帝や將軍の権威や力が位置づけられ、なおその中に負の力や価値を呑み込み、溶解させていく機能をもち、果たすことによつて、我国における国家的共同体の再生維持がなされることを意味するものである。そして外縁的異次元の世界にあって、ストレートにその中心やその周辺に関与す

ることによつて、その体制を支え、権威を保持する一翼を荷うという図式で捉えられるのが、源翁や先の大徹の、引いては宗教宗団の国家的共同体や地域・村落共同体への係り方の一つの典型を示すものと見ることが出来る。おびただしい寺院開創の因縁譚、奇瑞譚、神人化度の話等多く、また隨處で見られるが、その多くはこの類型に属すると云えよう。

## 九

『法王能翁禪師塔銘』に、狐が三浦の十三才の少年に射殺されるとされた所など、例えば『日本靈異記』の中の「元興寺の鬼」の話で、鬼の毛髪をひきむしめたのが道場法師という一種の靈力を持つた童子であったというのと、共通する所があるような印象を受ける。この靈力を持つた少年の武力によつてもなお解決することの出来ない石靈の祟りという合理的の限界を超えた危機の状況があらわれ、日常的思考型態や秩序などの合理の体系では解決不可能な非合理的危機状況という二重の構造の設定によつて示されている。

その危機打開の方法として、合理的秩序の体系に属しない宗教的靈力（坐禅修行の功德力）に支えられた非合理的非日常的な存在の働きによつて危機は回避され、その国家レヴェルの共同体が蘇るという一種の再生譚としての意味を持つものと理解できよう。帝や將軍が日常生活の秩序の基礎であ

るとすれば、この場合、三国に亘る狐の靈力は負の非日常的な諸力の化現として位置づけられよう。この説話はそういう構造のもとに作られている。そして両者の対立緊張状態を解消し、なだめ、落ちつかせる働きと役割を担つた異人として源翁（職能者として、あるいは職能集団としての石破門徒の持つ力を含めて）を位置づけることができるのではないかと考えるのである。殊に後小松天皇より大寂院の勅額及び能照法王禪師の謚号を賜つたとされることなど、これを裏付けるものである。

また源翁の開創にかかる奥州白河常在院にはこの石靈化度授戒法号を「法石院殿仮性真如大師」と称しこれを祀り、また同じく作州勝山の化生寺には「玉雲大権現」と称する玉藻前の靈を祭つて鎮守となしているので、これなど側面から裏付けるものと思えるのである。

さて、以上によつて、大徹と源翁の関係を明らかにし、五院の成立、役割について述べてきたが、最後に考えておきたいことがある。

それは大寂院の勅額、能照法王禪師という謚号を受けた禪者を五院は擯罰したのであるが、謚号下賜が事実とすれば、謚号を受けたから擯出したのであるか、それとも謚号即ち天皇の権威を全く無視していたことを示すのか、いずれであろうかということである。永光寺・総持寺においても、瑩山が

共に南朝の後醍醐天皇より綸旨を賜わり、勅額を下され、官寺に列せられたと伝えられること、これはことの真偽よりもかかる説が出てきたこと自体に意義を持つ。また永沢寺開山通幻が北朝の後円融天皇より僧録の下命を受けたとされるなど、決して皇室の権威を無視していない。従つて総持寺に不加担なる源翁に対し、総持寺がその権威を保つため、あえて能照法王禅師を無視したと見たい。

万治二年（一六五九）の「撥出免状」には、許された源翁派が、大徹派の塔頭伝法庵に住することが規定されているが、五院成立以後その歴史の過程において、伝法庵は欠住ができており、それぞれの派勢に変化が生じ、太源派、通幻派が勢力を伸張し、中でも通幻派が圧倒的な優勢を誇るようになつた<sup>(69)</sup>。それにひきかえ大徹派は着実な歩みを続けてきたもの<sup>(70)</sup>、派勢も漸く衰え、自派塔頭に源翁派を受け容れざるを得なくなつたものであろう。「正泉寺由緒」には、そういった大徹派の無念さが投影され、大徹の優位性が殊更に強調されていいると見ることが出来るのである。

しかし、教団史の上から見れば、総持寺五院制度の確立は、総持寺が本山としての地位を確保してきたこと、及び曹洞宗の成立発展に大きな意義と役割を果たしてきたことは、疑い得ない事実である。

## 註

（1）瑩山開創の永光寺も輪番制度が存したが、これの考察は後日にゆづる。

栗山泰音『嶽山史論』『総持寺史』、中島仁道『曹洞教団の形成とその発展』『通幻和尚の研究』等。

（2）『瑩山禪師全集』総持寺刊  
「総持寺未来住持事」『瑩山禪師全集』

（3）『総持寺藏』（写真）。『総持寺藏』において、田島柏堂博士は「五箇寺」ではなく「五箇年」とするのが正しいとされている（八頁）。『総持寺藏』（写真）の文章を見ると、どちらにも読めるようであるが、筆者は「寺」と読む。それは「五ヶ年」とすれば、五ヶ年の中に輪住する意味か、一期五ヶ年の意味かいづれにも決しがたい。どちらにも解釈できるということと、後の五院の成立の根拠・意味が失われてしまうところからかく考へる。

（4）「総持寺山門住持職事」（総持寺藏）  
佐橋法龍『峨山韶碩』でも同様の疑問を呈している。

（5）「正法寺旧記」『嶽山史論』

（6）「総持寺山門住持職事」の中の「五ヶ年」だとし、仮りに一住一年としても四年間しか続かなかつことになる。

（7）竺山得仙『護国竺山和尚語錄』卷二によると大徹は「当寺開山大徹大和尚禪師。兩回挑<sub>ニ</sub>永光輝燭。三度登<sub>ニ</sub>諸岳山嶺。」とあって、時期は確定できないが、永光寺に二度、総持寺には三度晋住している。（『續曹洞宗全書』語錄一、二七頁）  
（8）中嶋仁道『南北朝時代の一偉僧 通幻和尚の研究』一六五頁。五院の当住が連署している最初の聯判状である。

（9）同一六四頁。応安四年（一三七一）に示寂している太源の名がないのは当然だが、永和四年（一三七八）の時点では法嗣の梅山聞本はまだ本山に住しておらず、彼の晋住は明徳元年（北朝、一三九〇）で、三年後のこととなる。

(13) 応安三年と永和四年の二通の聯判状の趣意について、栗山泰音師と大久保道舟博士の解釈が違ひ判然としないが、永光寺

総持寺の寺格を論じたものと見ておく。なお佐橋氏は、この二通を『曹洞宗宗学研究序説』（第一巻）では本物として扱つてゐるが、後の『峨山韶碩』においては本物説を否定して

いる（一三二頁）。

(14)

「明峰派峨山派儀絶時管領畠山方訴訟目安」（『洞谷記』）『曹洞宗全書』（宗源・下）に、明峰・峨山両派の争いについて、応永二十二年（一四一五）四月五日付で、大乗寺から遊作美作入道に送られた手紙で、総持寺の当住・前住が永光寺に東堂位、西堂位を要求することの非を訴えたものである。もし、瑩山の親撰と伝えられる「永光寺尽未来置文」とか「山僧遺跡寺々置文」が実在するものならば、永光寺の優位性を証する有力な絶対的証拠として引用紹介されて然るべきであるが、それがなされていないのはこういった瑩山の置文が存在していなかつたことを示しているとの見方もなされ得るが、ただ指摘するに止めておく。「淨住、総持前住、永光寺に就いて東堂位に位す、仍つて加州の明峰派儀絶して出仕を停止す。」（『明峰派峨山派儀絶時管領畠山訴訟目安』）と両派が完全にたもとを分つたことになる。この間にあつて役割を演じた人として、神保肥前入道があげられるが、総持寺十三世永光寺三十世の峨山派瑞巖韶麟の俗弟子（『訴訟目安』）で、瑞巖は神保肥前入道から一寺の寄進をうけたと伝えてい（『洞上聯燈錄』）。瑞巖は神保氏の出であり、通幻なきあとの峨山門派の代表的な存在の一人であつたと考えられ、儀絶の中心的役割を果した人と見ることができるかどうか検討の必要がある。

「加州大乘能州永光両寺住持職」『大乗寺旧記』。

「明峰派峨山派儀絶時管領畠山方訴訟目安」との関係において、詳細な検討が必要である。

(17) 中嶋前掲書一五三頁参照。  
(18) 嶺南秀恕「日本洞上聯燈錄第二」『曹洞宗全書』史伝、二五八頁。

(19) 五院それぞれの開創の時期は特定できないにしても、ある一定期間内に成立しなければ、その制度自体が成り立たなくなつるし、実際に機能することがなくなつてしまつてあらう。応安三年（一三七〇）の段階では五院が成立しているのであるから、開創はそれ以前となるが、峨山滅後六年以内に成立したことになる。実際は五院開創の人達による推進であるが、峨山の遺志を体してということであつたとも考えられる。

(20)

門葉は一門・一宗派の枝葉の意味で、末寺や法類を指す。門派、門流、門末と同義。「殊に此一門ノ中、永平門山独住ヲ誠メラル、……參學ノ輩ハ一向独住スペカラズ、是ノ制ニ背セン者ハ、吾門葉ニアラズト」（『伝光錄』龍樹章）とある。新たに寺院に住職を迎える山式を行うとき、その寺の末寺や、またその代表が慶祝と讃嘆の意を表して読みあげる文章を門葉疏というが、山門疏、近門疏、道旧疏などに類するもので韻文で作られる。禪宗で門葉が重要な意味をもち、門葉相承制が定着して、歴史的性格が形成される上で重要な要素となつた。

拙稿「初期曹洞教団の性格」『仏教經濟研究』一四

「能州総持寺古絵図」（総持寺蔵）『曹洞教団の形成とその展開』一八頁。

(21) 中根千枝『タテ社会学の力学』、『タテ社会の人間関係』、米山俊直『日本人の仲間意識』等参照。

多湖輝『社会病理学』参照。

筆者が見た写真版では標題の一行が不鮮明であるので、後日明確にしたい。

(22) 佐橋前掲書一三八頁。  
『曹洞宗全書』史伝下、二七一頁。

(15)

(16)

(28) 「法眷二十五人之中。淘沙揃金。摧邪歸正。唯留十一人。余皆擯之。」(『日本洞上聯燈錄』卷第二、『曹洞宗全書』史伝上、二六七頁。)

(29) 「通幻禪師生緣考証」は、豊後国玖珠の福聚山玉林寺五世白獸穏貞が元文四年(一七三九)に撰述し、永沢寺穎悟雲和尚の序題をつけて上梓したもの。序題に寛保三年(一七四三)仲春とあり、この年の刊行と思われる。円山撰述の「誕縁志」より四〇年後のもので、「誕縁志」が本貫を因州とするのに對して、白獸は豊州が出生地であることを考証しようとしたものである。

(30) 前住瑞龍山太平興國南禪寺比丘惟肖得巖撰「玉龍山福昌禪寺開山石屋禪師塔銘并叙」「有冒稱幻嗣者來訪。師刺知其未徹曰。師子窟中無異獸。若真證實悟底。如兩鏡相照。互相欺蔽耶。速來。一々勘過。望崖而退者夥矣。」(『曹洞宗全書』史伝下、二八二頁)。石屋真梁(一三四五—一四二三)の法嗣竹居正猷(一三八〇—一四六一)の需めに応じて、永享六年(一四三四)十月一日に、五山文学の泰斗と称せられた南禪寺惟肖得巖の撰述で、正猷と得巖とは京都修学中の學友であったといわれる。なをこの「塔銘并叙」は『東海璣華集』『名僧行錄』にも収録されており、曹洞宗全書本は『続群書類從』九輯・下所收のものを底本にしている。

(31) 「通幻和尚人事」は白獸の「通幻禪師生緣考証」(永沢寺刊『通幻禪師全集』)に引かれている。

(32) 永沢寺刊「通幻禪師生緣考証」「通幻禪師全集」

(33) 「翁之擯必非度石之事。別有所由。吾未知之。予讀石屋禪師所撰入事譜詳其事。」(『日本洞上聯燈錄』卷第二、『曹洞宗全書』史伝上、二六七頁。)

(34) 前掲の「擯出免狀」の下附と同年月日(万治二年三月十五日、一六五九)を以て閻三刹より示現寺へ、別の一通の「定書」栗山前掲書三五〇頁。

(35) (34) 前掲の「擯出免狀」の下附と同年月日(万治二年三月十五日、一六五九)を以て閻三刹より示現寺へ、別の一通の「定書」栗山前掲書三五〇頁。

が下されている。「通幻大禪師雖令源翁力生二百年擯罰遺言状之年代六十三年相過故示現寺累歲總持寺三箇寺江雖有訴訟十哲之評議不調故今更不許出世雖然今度年代以相過總持寺五院三箇寺令評談大徹和尚塔司職伝法庵輪住中付出席令免許之間源翁一派從示現寺分門派自今已後皆以隨順万余被背間敷者也此旨從貴刹之流仁可被申度者也為其以品評一墨如此仍如件」とあり、署名も宛名も前掲「擯出免狀」と同じである。同年九月九日に、下野烏山の源翁開山泉溪寺へも下附されている。

(36) 『総持寺住山記』と『通幻禪師語錄』によつて推定している。

(37) 無底良韶(一三二三—一三六一)は永光寺開基忍大姉の従兄の孫として生まれ、建武元年(一三四四)永光寺二世明峰素哲について出家、のち峨山に転じて嗣法する。永光寺開基家の一族という特別の立場にあつたようである。峨山下で長嫡太源の上席におかれながら、峨山の後継者に擬せられず、かえつて奥州に下り、貞和四年(一三四八)正法寺の開山となつている。「總領の子息に僻遠なる奥州の領地を割きて、体よく分家せしめたるの思いがあるではなかろうか」(『嶽山史論』)といつており、俗系の関係から浮き上つた存在だったようである。また無底の示寂後峨山の法嗣月泉良印(一三〇九—一四〇〇)が正法寺二世になつており、月泉は無底に再嗣したようである。かかる状況からして、無底が奥州に下つたのは、五院制度が実質的に動きだすずっと以前のことであるので、厳密には擯出の対象とは考るべきではない。

(38) (39) 同三四八頁。現段階では源翁擯出は二回という栗山説に従つてゐるが、不明確な点が多く、再検討しなければならないと思つてゐる。

(40) 『洞谷記』に「正中二年(一三一五)に明峰を洞谷門下の僧

録に任じたとある。また「明峰派峨山派儀絶時管領畠山方訴訟目安」に「明峰和尚は当門下において僧録たるべきの支証ならびに譲与の御状これあり」とあつて事実と認められる。

(41) 後円融天皇が勅載された旨の文面の記録がある。（辻善之助『日本仏教史』第四卷二二一頁）。

天下僧録<sup>(録)</sup>家事、殊為<sup>ニ</sup>仏法紹隆<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>申也、早可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御存知<sup>ニ</sup>此趣<sup>ニ</sup>候、恐惶敬白。

康暦元年十月十日

右大將

春屋和尚禪室

智覚普明國師可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>僧録<sup>ニ</sup>之由、被<sup>ニ</sup>聞食<sup>ニ</sup>了之旨、可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰<sup>ニ</sup>遺武家<sup>ニ</sup>之由、

天氣所候也、以<sup>ニ</sup>此旨<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>洩申<sup>ニ</sup>給<sup>ニ</sup>、仍言上如<sup>ニ</sup>件、家房誠

恐頓首謹言、勘解由次官家房奉

(42) 永沢寺僧録司の記録がないところから、否定視される。しかし中嶋氏は「文書の記録が無いから事実ではないと断定する

のは、記録文書がそのまま事実であると認めることが同様に危険ではなかろうか」として官命による僧録説を肯定視されている。しかし一宗のしかも総持寺峨山下だけに対象が限られているような僧録が官によって下されるであろうか。江戸時代とは事情がまるで違うのである。やはり「通幻が官命に拠らずに、峨山門下の僧録を私称したものであろう」（佐橋法龍『峨山紹碩』一三六頁）が妥当である。但し、「私称」というのは、通幻が勝手に自分で名乗ったということではなく、峨山下の合議の上で任命されたということで、官命によらないという風に理解している。

(43) 栗山前掲書三四八頁。

(44) 大徹は一三三三十一四〇八年、実峰は？一一四〇五年で、大徹は実峰滅後三年生存しており、実峰の生年が不明だから、断言は出来ないが、嗣法の次第、総持寺晋住の順位、更に五院内での立場等から実峰よりも年長と考える。

(45) 『曹洞教団の形成とその発展』一九八頁。

(46) 『曹洞教団の形成とその発展』一九八頁。

(47) 大徹生誕の地は二説あって、『洞上聯燈錄』『洞上諸祖伝』は肥前（長崎県）説であり、『本朝高僧伝』『延宝伝燈錄』は大隅（鹿児島県）説である。また没年も応永十五年（一四〇八）正月二五日とするが、普濟善救の祭文では応永一二年（一四五〇五）とする。一般には応永十五年説に従っている。

乘安寺は（下総関宿）、下総總寧寺の前身（栗山前掲書三五三頁）。

栗山前掲書三五四頁。  
竹内道雄『日本の禅』二八二頁。

示現寺は、万治二年の擯罰赦免あるまで総門は二六時中総て閉鎖して、門脇の潜りから出入したと「口碑」にある。

(50) (49) (48) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (7210) (7211) (7212) (7213) (7214) (7215) (7216) (7217) (7218) (7219) (7220) (7221) (7222) (7223) (7224) (7225) (7226) (7227) (7228) (7229) (72210) (72211) (72212) (72213) (72214) (72215) (72216) (72217) (72218) (72219) (72220) (72221) (72222) (72223) (72224) (72225) (72226) (72227) (72228) (72229) (722210) (722211) (722212) (722213) (722214) (722215) (722216) (722217) (722218) (722219) (722220) (722221) (722222) (722223) (722224) (722225) (722226) (722227) (722228) (722229) (7222210) (7222211) (7222212) (7222213) (7222214) (7222215) (7222216) (7222217) (7222218) (7222219) (7222220) (7222221) (7222222) (7222223) (7222224) (7222225) (7222226) (7222227) (7222228) (7222229) (72222210) (72222211) (72222212) (72222213) (72222214) (72222215) (72222216) (72222217) (72222218) (72222219) (72222220) (72222221) (72222222) (72222223) (72222224) (72222225) (72222226) (72222227) (72222228) (72222229) (722222210) (722222211) (722222212) (722222213) (722222214) (722222215) (722222216) (722222217) (722222218) (722222219) (722222220) (722222221) (722222222) (722222223) (722222224) (722222225) (722222226) (722222227) (722222228) (722222229) (7222222210) (7222222211) (7222222212) (7222222213) (7222222214) (7222222215) (7222222216) (7222222217) (7222222218) (7222222219) (7222222220) (7222222221) (7222222222) (7222222223) (7222222224) (7222222225) (7222222226) (7222222227) (7222222228) (7222222229) (72222222210) (72222222211) (72222222212) (72222222213) (72222222214) (72222222215) (72222222216) (72222222217) (72222222218) (72222222219) (72222222220) (72222222221) (72222222222) (72222222223) (72222222224) (72222222225) (72222222226) (72222222227) (72222222228) (72222222229) (722222222210) (722222222211) (722222222212) (722222222213) (722222222214) (722222222215) (722222222216) (722222222217) (722222222218) (722222222219) (722222222220) (722222222221) (722222222222) (722222222223) (722222222224) (722222222225) (722222222226) (722222222227) (722222222228) (722222222229) (7222222222210) (7222222222211) (7222222222212) (7222222222213) (7222222222214) (7222222222215) (7222222222216) (7222222222217) (7222222222218) (7222222222219) (7222222222220) (7222222222221) (7222222222222) (7222222222223) (7222222222224) (7222222222225) (7222222222226) (7222222222227) (7222222222228) (7222222222229) (72222222222210) (72222222222211) (72222222222212) (72222222222213) (72222222222214) (72222222222215) (72222222222216) (72222222222217) (72222222222218) (72222222222219) (72222222222220) (72222222222221) (72222222222222) (72222222222223) (72222222222224) (72222222222225) (72222222222226) (72222222222227) (72222222222228) (72222222222229) (722222222222210) (722222222222211) (722222222222212) (722222222222213) (722222222222214) (722222222222215) (722222222222216) (722222222222217) (722222222222218) (722222222222219) (722222222222220) (722222222222221) (722222222222222) (722222222222223) (722222222222224) (722222222222225) (722222222222226) (722222222222227) (722222222222228) (722222222222229) (7222222222222210) (7222222222222211) (7222222222222212) (7222222222222213) (7222222222222214) (7222222222222215) (7222222222222216) (7222222222222217) (7222222222222218) (7222222222222219) (7222222222222220) (7222222222222221) (7222222222222222) (7222222222222223) (7222222222222224) (7222222222222225) (7222222222222226) (7222222222222227) (7222222222222228) (7222222222222229) (72222222222222210) (72222222222222211) (72222222222222212) (72222222222222213) (72222222222222214) (72222222222222215) (72222222222222216) (72222222222222217) (72222222222222218) (72222222222222219) (72222222222222220) (72222222222222221) (72222222222222222) (72222222222222223) (72222222222222224) (72222222222222225) (72222222222222226) (72222222222222227) (72222222222222228) (72222222222222229) (722222222222222210) (722222222222222211) (722222222222222212) (722222222222222213) (722222222222222214) (722222222222222215) (722222222222222216) (722222222222222217) (722222222222222218) (722222222222222219) (722222222222222220) (722222222222222221) (722222222222222222) (722222222222222223) (722222222222222224) (722222222222222225) (722222222222222226) (722222222222222227) (722222222222222228) (722222222222222229) (7222222222222222210) (7222222222222222211) (7222222222222222212) (7222222222222222213) (7222222222222222214) (7222222222222222215) (7222222222222222216) (7222222222222222217) (7222222222222222218) (7222222222222222219) (7222222222222222220) (7222222222222222221) (7222222222222222222) (7222222222222222223) (7222222222222222224) (7222222222222222225) (7222222222222222226) (7222222222222222227) (7222222222222222228) (7222222222222222229) (72222222222222222210) (72222222222222222211) (72222222222222222212) (72222222222222222213) (72222222222222222214) (72222222222222222215) (72222222222222222216) (72222222222222222217) (72222222222222222218) (72222222222222222219) (72222222222222222220) (72222222222222222221) (72222222222222222222) (72222222222222222223) (72222222222222222224) (72222222222222222225) (72222222222222222226) (72222222222222222227) (72222222222222222228) (72222222222222222229) (722222222222222222210) (722222222222222222211) (722222222222222222212) (722222222222222222213) (722222222222222222214) (722222222222222222215) (722222222222222222216) (722222222222222222217) (722222222222222222218) (722222222222222222219) (722222222222222222220) (722222222222222222221) (722222222222222222222) (722222222222222222223) (722222222222222222224) (722222222222222222225) (722222222222222222226) (722222222222222222227) (722222222222222222228) (722222222222222222229) (7222222222222222222210) (7222222222222222222211) (7222222222222222222212) (7222222222222222222213) (7222222222222222222214) (7222222222222222222215) (7222222222222222222216) (7222222222222222222217) (7222222222222222222218) (7222222222222222222219) (7222222222222222222220) (7222222222222222222221) (7222222222222222222222) (7222222222222222222223) (7222222222222222222224) (7222222222222222222225) (7222222222222222222226) (7222222222222222222227) (7222222222222222222228) (7222222222222222222229) (72222222222222222222210) (72222222222222222222211) (72222222222222222222212) (72222222222222222222213) (72222222222222222222214) (72222222222222222222215) (72222222222222222222216) (72222222222222222222217) (72222222222222222222218) (72222222222222222222219) (72222222222222222222220) (72222222222222222222221) (72222222222222222222222) (72222222222222222222223) (7222222222222

(54)

山岳信仰に基く修驗者の要素、または鉱山技術的職能人としての側面を持った多面的パーソナリティと考えられ、加えて極めて積極的な行動型的な人であった。

〔法王能照禪師塔銘〕『曹洞宗全書』史伝下二七八頁。  
〔日城洞上諸祖伝〕卷之下、『曹洞宗全書』史伝上八四一八五頁。

栗山前掲書三四三頁。

(58) (57)  
 「如々玄翁禪師度々脱殺生石」且遭黜之事。世説甚多。旧記紛乱。其不可解者非一。或曰。至徳帝詔々峨山禪師。度々脱石靈。於々是山乃命々大徹師々而代行。時玄翁在々山会裏々竊自謂。我之機用特可々度々石靈。而不々意令々徹公為々之。憤悱不々能持。夜潛出而先々徹往々那須々而度々之。諸兄弟相議曰。翁不々受師命。而先々徹公々而行。太為々非礼之過々也。於是擴々罰其門徒者三十年。夫翁之度々石靈者。實在々干至徳二年。而峨山已寂々于貞治四年矣。自々貞治四年下迄々至徳二年。其年相後二十年。非々降々度々石之詔于山公々也明白。而不々擴々翁以々非礼之咎々也亦無々可々疑焉。而今謂々降々詔于峨山。而翁以々非礼被々擴々。是予之所々不々解也。或曰。至徳帝詔々大徹。度々脱石靈。徹之々那須々撫々石一喝。石忽震動流々汗。徹以為々已度々了々歸々洛。而石之毒靈。依然不々減。時翁在々泉谿寺。聞之往々彼。授戒説偈。以々拄杖々敲三下。石忽然崩裂。毒靈始銷。自々茲翁之声譽播々於天下。大徹姤々之。上々奏是邪法々也。因擴々之。夫大徹者峨山之嗣。而德行尤卓犖者也。既入々毒害之地。直施々手段々如此。則其毒靈豈々不々減乎。而今謂々毒靈依々。是予之所々不々解也。縱使雖々徹公々不々能々度。而至々翁能度。徹公宜々避々席謝々之。何我慢嫉妬。譏々翁以々邪法々乎。而今謂々嫉々之。是予之所々不々解也。」〔曹洞宗全書〕史伝上八五頁。湛元は大徹閑与を否定視している。

〔統曹洞宗全書〕史伝五四七—五五二頁。〔統曹洞宗全書〕語錄一、二一四四頁。

(59)

『曹洞宗全書』史伝上二八四—二八九頁。  
『普濟禪師語錄』卷之中、『曹洞宗全書』語錄一、一四七頁。

同卷之下、同一六〇頁。

『曹洞宗全書』史伝上、二六三頁。

中嶋『曹洞教団の形成とその発展』一九五頁。

『禪苑清規』「百丈規繩頌」。

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67) (68)

(69)

国家レヴェルのスケールを持つが故に、この靈異譚が他の類似の説話とは比較にならないほど群を抜いて、広く知れ渡つたものと考えられ、また沢山の派生的説話も生むようになつたものであろう。

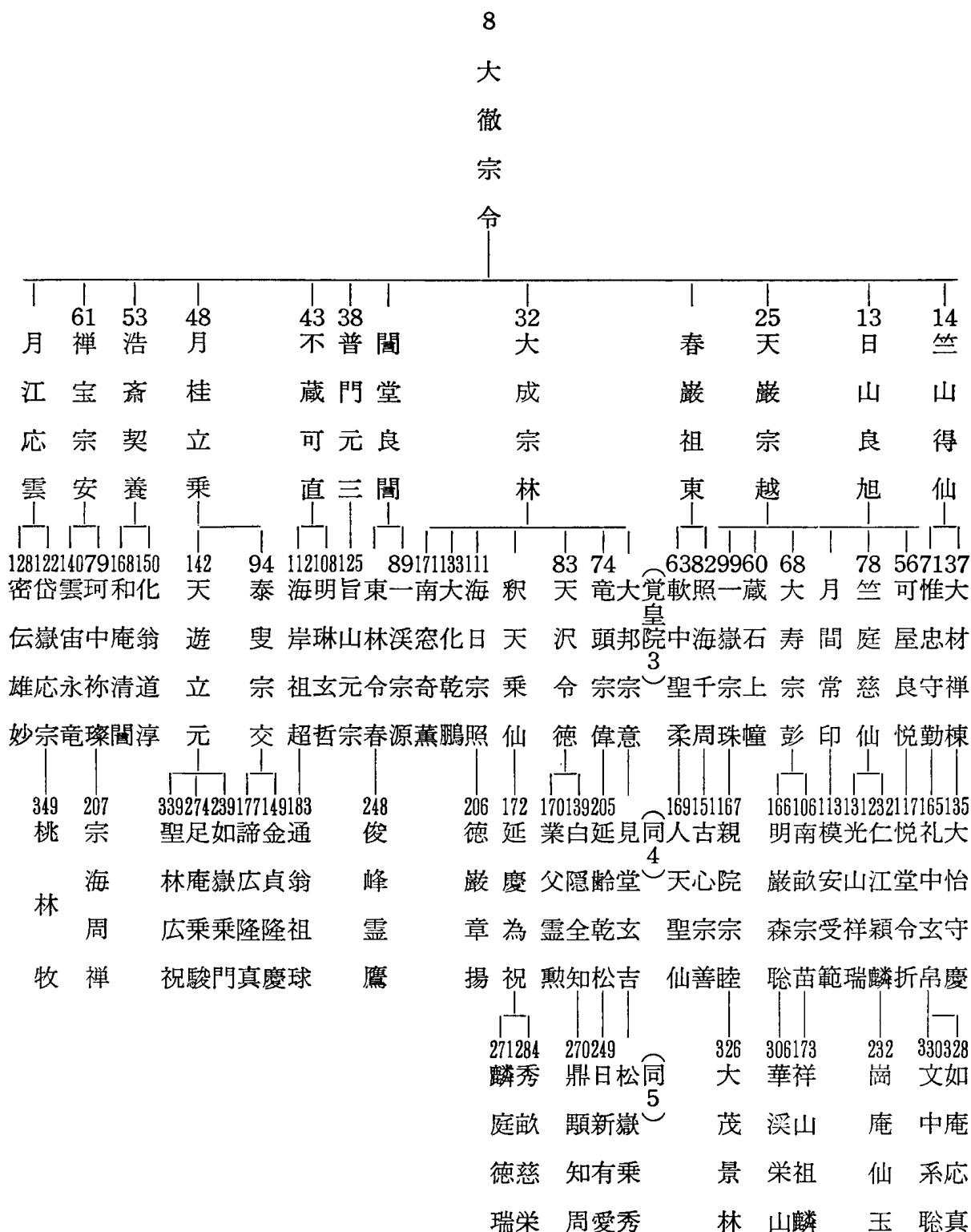
栗山前掲書三四二頁。

山口昌男『知の遠近法』参照。

太源の直嗣はただ梅山、了堂の二人に過ぎなかつたが、梅山下に恕仲、傑堂の二傑を得て門流繁茂を生じ、通幻は了庵慧明（一三三七—一四一一）・石屋真梁（一三四五—一四二二）・一径永就・普濟善救（一三四四—一四〇六）・不見明見（一四四七—一四一〇）・天真自性（一一四一三）・天鷹祖祐（一三三五—一四一三）・天徳曇貞（一三三二—一四二九）・量外聖寿・芳庵祖嚴（一一四一八）の十哲を生み、特に了庵下に依つて門派の汪洋氾濫を來した。大徹下の十六哲は揃つていたが、末流は大を成すに至らず、実峰派の十二哲も大徹下に比してやや劣る情勢にある。更に無端派下に於ける瑞巖下の七哲に至つては、到底大徹、実峰にすら角逐することができない状態となつた。

## 総持寺に晋住された大徹禪師門下法孫諸師の系譜

(数字は総持寺の世代、例えば8は、総持寺第8世に晋住した)  
ことを示している

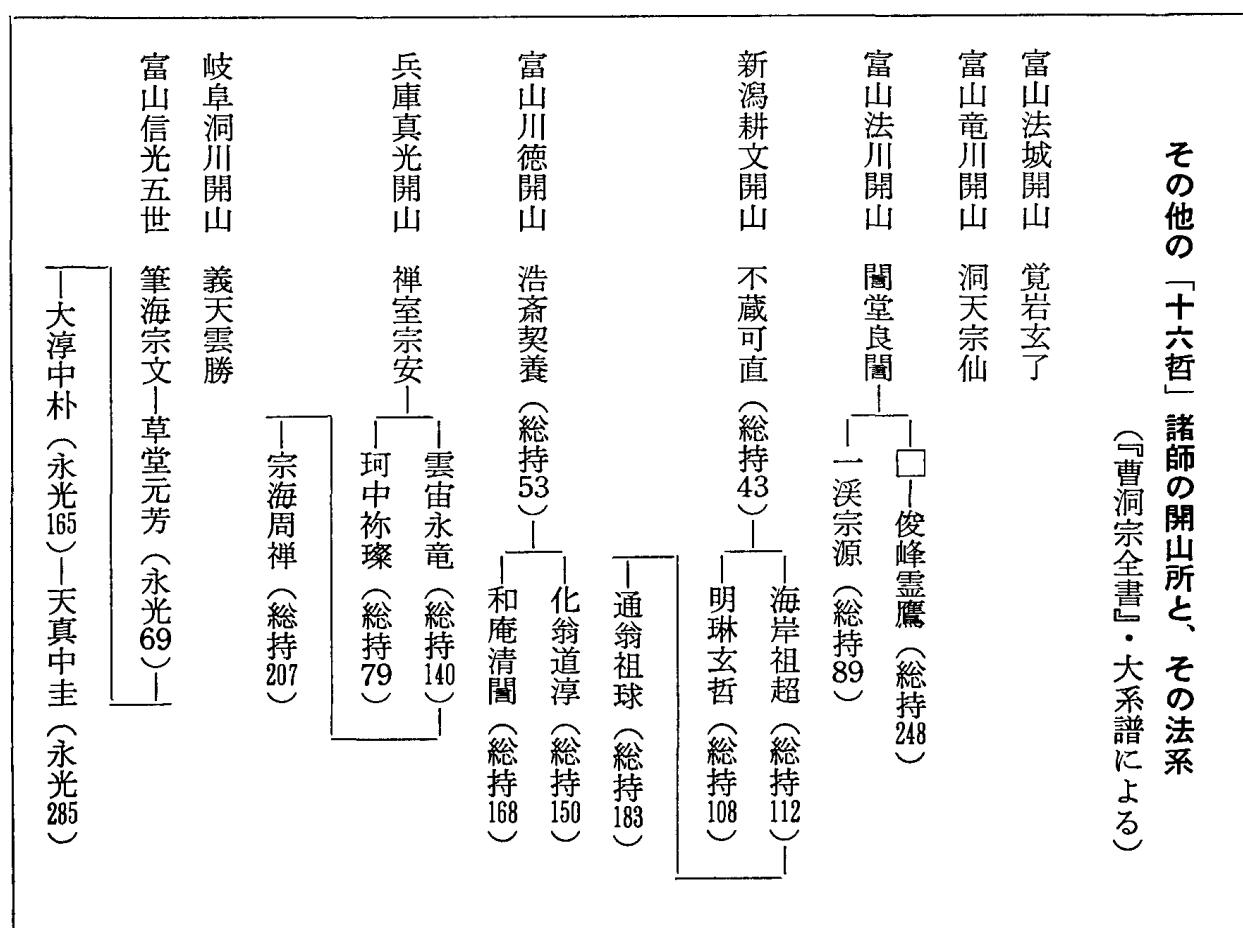


「大徹門下十六哲」が立山寺近郷に開いた諸寺

諸師の名	寺院名	所在地
竺山得仙	善導寺	富山県中新川郡上市町神明
日山良旭	廃・法林寺	富山県中新川郡上市町眼目
天巖宗越	祇樹寺	富山県婦負郡八尾町深谷
春巖祖東	渓寿寺	愛媛県大洲市菅田町字津
大成宗林	覚皇院二世	石川県鳳至郡門前町広瀬
覚岩玄了	廃・法城寺	富山県
省山妙悟	海惠寺	富山県滑川市追分
越叟冷潤	吉祥寺	富山市南新町
閻堂良閻	廃・法川寺	富山県
普門元三	徳城寺	富山県滑川市四間町
不藏可直	廃・耕文寺	新潟町
月桂立乘	恩光寺	富山県東礪波郡福野町
浩齋契養	廢・川徳寺	富山県
禪室宗安	廢・神光寺	兵庫県加東郡東条谷
月江応雲	大川寺	島根県益田市七尾町

その他の「十六哲」諸師の開山所と、その法系

(『曹洞宗全書』・大系譜による)



(71)

『洞上聯燈錄』二「考燈」において、嶺南は源翁の名前の正邪について述べているが、その中に源翁派が伝法庵に住したことでも触れている。「所々伝法庵並曰ニ心昭。不々曰ニ玄妙。從ニ三百年前至今無々有々改換。野州泉渓。総州安穩。奥州常在。隅州玉泉。牌名法脈皆亡々異々於示現ニ也。独所々異者。伯州退休寺。立々牌曰ニ玄翁玄妙。其源起々於列ニ峨山二十五哲記。後取ニ之諸巖伝法庵一上々牌也。退休一廢後。取ニ之伝法庵上々牌者歟。」とある。次に源翁派寺院から伝法庵への晋住とその入寺年代を一覧表にして示す。

源翁禪師門葉寺院からの伝法庵への晋住と、  
その入寺年代を示す表

府県名		寺号と所在地		晋住の年	
秋田	〔三十六門中〕	山形	〔三十六門中〕	福島	〔三十六門中〕
最禪寺	湯沢市山田	永泉寺	正法寺	福島	示現寺
〔三十六門中〕	飽海郡遊佐町	〔三十六門中〕	常在院	〔三十六門中〕	耶麻郡熱塩
明和263	天和32	天和32	天保74	寛政41	文享7203
・	・	・	・	・	・
文化永16	文化保128	文化保128	文化保1411	文享化保1411	天保59
・	・	・	・	・	・
天享保1219	嘉永24	嘉永24	天保137	天保137	天保137
・	・	・	・	・	・

もう一方の原則であるという構造を押さえて、本山が時代の精神とかかわりを持つてきたことを見落してはならないであろう。

五院と輪番地、あるいは本山と末寺という縦の系譜のみが強調され、その力学が注目されやすいが、実際の機能においては下部組織（輪番地・三十六門派・末寺）が本山の活性化の